振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
渡島	長 海区第1号	長万部漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	山越郡長万部町地先	別添漁場図のとおり	長万部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてが、養殖業の総施設台数は、4,171台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	
	八 海区第1号	八雲町漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	二海郡八雲町地先		八雲町(東野、落部、栄浜、入沢、熊石 泉俗町、熊石坊戸町、熊石相沼町、熊 石館平町、熊石沿川町、熊石沿場岩町、 熊石見目町、熊石沿町町、熊石大谷町町、熊石石町、熊石石岩町町、熊石電岩町、熊石岩町、熊石石岩石町、熊石西 京、熊石西町、熊石西 浜町及び熊石関内町を除く)	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてが、養殖業の総施設台数は、3,632台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
渡島	八 海区第2号	落部漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	二海郡八雲町地先	別添漁場図のとおり	八雲町東野、落部、栄浜及び入沢	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、2,000台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、2,000台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	
	森 海区第1号	森漁業協同組合		かき養殖業 ほたでがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡森町地先		森町(森町字砂原を除く)	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、2,830台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
渡島	森 海区第2号	砂原漁業協同組合		ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡森町地先	別添漁場図のとおり	森町字砂原	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、5.78台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、5.78台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 和事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	
	森 海区第3号	砂原漁業協同組合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡森町地先		森町字砂原	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、168台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、120台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
渡島	鹿 海区第1号	鹿部漁業協同組 合	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡鹿部町地先	別添漁場図のとおり	鹿部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、769台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、453台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	
	鹿 海区第2号	鹿部漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡鹿部町地先		鹿部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、706台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
渡島	鹿 海区第3号	鹿部漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	茅部郡鹿部町地先	別添漁場図のとおり	鹿部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてが、養殖業の総施設台数は、159台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	
1/2 (21)	函 海区第1号	南かやべ漁業協同組合	第一種区画漁業	うに養殖業 こんぶ養殖業 ほたでがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先	カロが打っている ロックこんり	函館市岩戸町、双見町、大船町、豊 崎町、臼尻町及び安浦町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、540台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、540台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	函 海区第2号	南かやべ漁業協同組合	第一種区画漁業	うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市川汲町、尾札部町、木直町及 び古部町		
	函 海区第3号	えさん漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		町、女那川町、川上町、日和山町及		旧 椴法華漁協
	函 海区第4号	えさん漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古古武井町、日/浜町、高 (佐町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町		旧 えさん漁協
渡島	函 海区第5号	えさん漁業協同組合	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先	別添漁場図のとおり	函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古古武井町、日/浜町、高 (佐町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町	なし	旧 えさん漁協
	函 海区第6号	えさん漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古古武井町、日ノ浜町、高 (佐町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電	旧えさん漁協
	函 海区第7号	えさん漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古古武井町、日/浜町、高 (佐町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町	灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以 上の高さに設置しなければならない。	旧 えさん漁協
	函 海区第8号	えさん漁業協同組合	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		阪館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古武井町、日 万町、高 (佐町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町	なし	旧えさん漁協

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	函 海区第9号	えさん漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高 位町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町		旧 えさん漁協
	函 海区第10号	えさん漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市銚子町、新浜町、新八幡町、 絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊 町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野 町、御崎町、古武井町、日/浜町、高 位町、吉畑町、豊浦町、大澗町、中浜 町、女那川町、川上町、日和山町及 び日浦町		旧 えさん漁協
	函 海区第11号	戸井漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町		旧 東戸井漁協
	函 海区第12号	戸井漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市原木町、新二見町、浜町、館 町、泊町及び弁才町		旧 東戸井漁協
	函 海区第13号	戸井漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市原木町、新二見町、浜町、館 町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間	旧 東戸井漁協
渡島	函 海区第14号	戸井漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先	別添漁場図のとおり	函館市瀬田来町、汐首町及び釜谷町	にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電 灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以	旧 戸井町漁協
	函 海区第15号	戸井漁業協同組 合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市小安町	しの古とに記墨しなければなさない。	旧 戸井町漁協
	函 海区第16号	函館市漁業協同 組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市石崎町、白石町及び鶴野町		旧 函館市漁協
	函 海区第17号	銭亀沢漁業協同 組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市古川町、石倉町、新湊町及び 銭亀町		
	函 海区第18号	銭亀沢漁業協同 組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市古川町、石倉町、新湊町及び 銭亀町		
	函 海区第19号	函館市漁業協同 組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	函館市地先		函館市赤坂町、瀬戸川町、高松町、 志海苔町及び根崎町		旧 根崎・函館市漁協
	北斗海区第1号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	北斗市地先		北斗市		旧 上磯町漁協
	北斗海区第2号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	北斗市地先		北斗市		旧 上磯はまなす漁協

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	北斗海区第3号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	北斗市地先		北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間	旧 上磯はまなす漁協
	木 海区第1号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業 ほや養殖業 ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡木古内町地先			にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	旧 木古内町漁協
	木 海区第2号	上磯郡漁業協同 組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡木古内町地先		木古内町		旧 木古内町漁協
	木 海区第3号	上磯郡漁業協同 組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡木古内町地先		木古内町		旧 木古内町漁協
	木 海区第4号	上磯郡漁業協同 組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡木古内町地先		木古内町	なし	旧 木古内町漁協
渡島	木 海区第5号	上磯郡漁業協同 組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡木古内町地先	別添漁場図のとおり	木古内町		旧 木古内町漁協
	知 海区第1号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	かき養殖業 ほたてがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡知內町地先		知内町		旧 知内町漁協
	知 海区第2号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 ほたでがい養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡知內町地先		知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては総及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	旧 知内町漁協
	知 海区第3号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡知內町地先		知内町		旧 知内町漁協

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	知 海区第4号	上磯郡漁業協同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	上磯郡知内町地先		知内町		旧 知内町漁協
	福 海区第1号	福島吉岡漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡福島町地先		福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間	
	福 海区第2号	福島吉岡漁業協 同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡福島町地先		福島町	一にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	福 海区第3号	福島吉岡漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡福島町地先		福島町		
	福 海区第4号	福島吉岡漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡福島町地先		福島町		
渡島	松 海区第1号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	松前町	なし	
	松 海区第2号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第3号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	なし	
	松 海区第4号	松前さくら漁業協同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほや養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第5号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	- なし	
	松 海区第6号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	\(\subseteq \(\subseteq \text{\tint{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex	

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	松 海区第7号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電	
	松 海区第8号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以 上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第9号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	なし	
	松 海区第10号	松前さくら漁業協同組合	第一種区画漁業第三種区画漁業		1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第11号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	なし	
渡島	松 海区第12号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先	別添漁場図のとおり	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電	
	松 海区第13号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以 上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第14号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	なし	
	松 海区第15号	松前さくら漁業協 同組合	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	/s.C	
	松 海区第16号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町		
	松 海区第17号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間 にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチ メートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電	
	松 海区第18号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	
	松 海区第19号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町		

振興局	漁場番号	漁業権者	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件	備考
	松 海区第20号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間	
渡島	松 海区第21号	松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先	別添漁場図のとおり	松前町	にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以	
		松前さくら漁業協 同組合	第一種区画漁業	ほっけ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	松前郡松前町地先		松前町	上の高さに設置しなければならない。	

長海区第1号

漁場の位置

山越郡長万部町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1

基点第3号 国土地理院三角点 紋別から37度00分 2,000メートルの点

基点第4号 国土地理院三角点 鉄

基点第5号 国土地理院三角点 番屋

基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 183度00分 5,000メートルの点

点2 基点第2号から 157度30分 5,000メートルの点

点3 基点第4号から 115度00分 5,000メートルの点

点4 基点第5号から 97度30分 5,000メートルの点

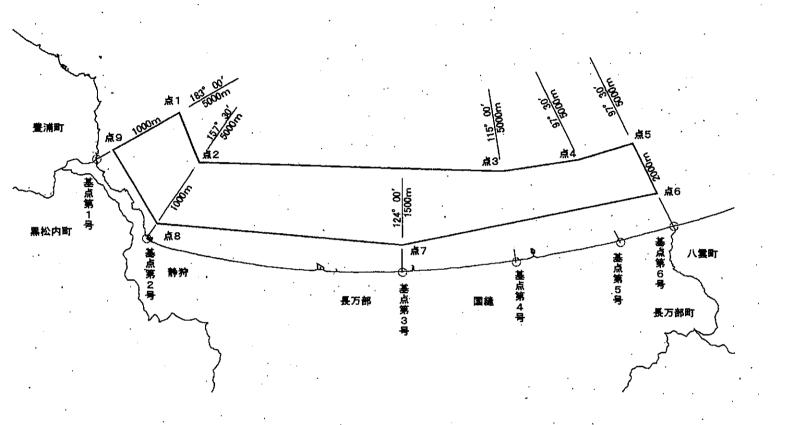
点5 基点第6号から 97度30分 5,000メートルの点・

点6 基点第6号から 97度30分 2,000メートルの点

点7 基点第3号から 124度00分 1,500メートルの点

点8 基点第2号から 157度30分 1,000メートルの点

点9 基点第1号から 183度00分 1,000メートルの点



八海区第1号

漁場の位置

二海郡八雲町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域

基点第1号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 国土地理院三角点 遊楽部

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道三角点 北85~)

基点第4号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 97度30分 5,000メートルの点

点2 基点第3号から 19度30分 5,000メートルの点

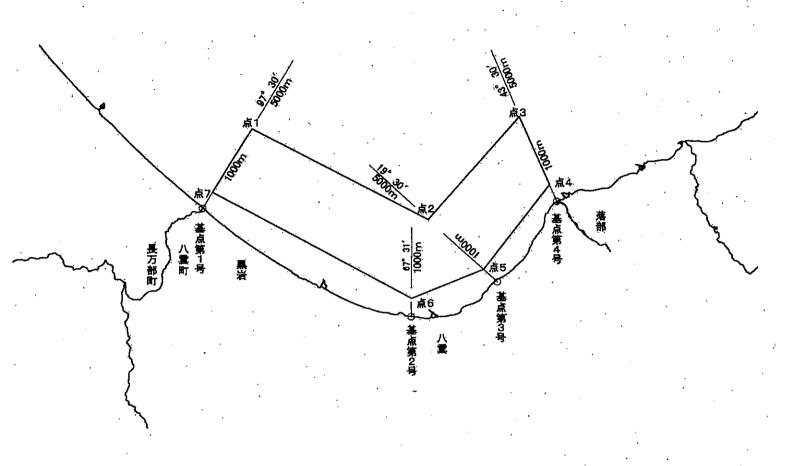
点3 基点第4号から 43度30分 5,000メートルの点

点4 基点第4号から 43度30分 1,000メートルの点

点5 基点第3号から 19度30分 1,000メートルの点

点6 基点第2号から 67度31分 1,000メートルの点

点7 基点第1号から 97度30分 1,000メートルの点



八海区第2号

漁場の位置

二海郡八雲町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点

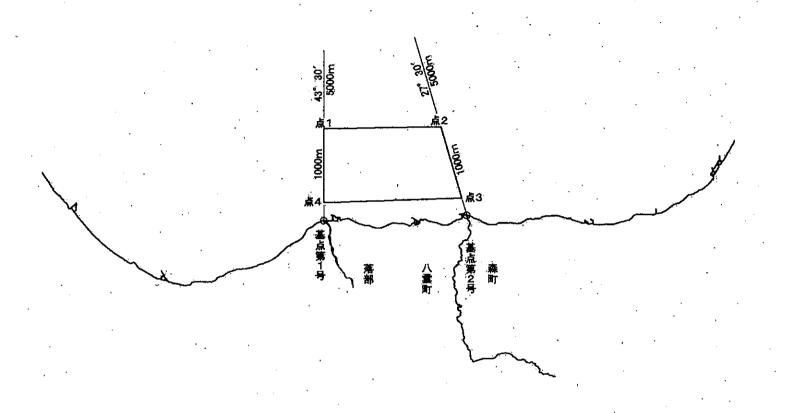
基点第2号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 43度 30分 5,000メートルの点

点2 基点第2号から 27度 30分 5,000メートルの点

点3 基点第2号から 27度 30分 1,000メートルの点

点4 基点第1号から 43度 30分 1,000メートルの点



森海区第1号

漁場の位置 ^{茅部郡森町地先}

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から沖合500メートルの線によって囲まれた区域

基点第1号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

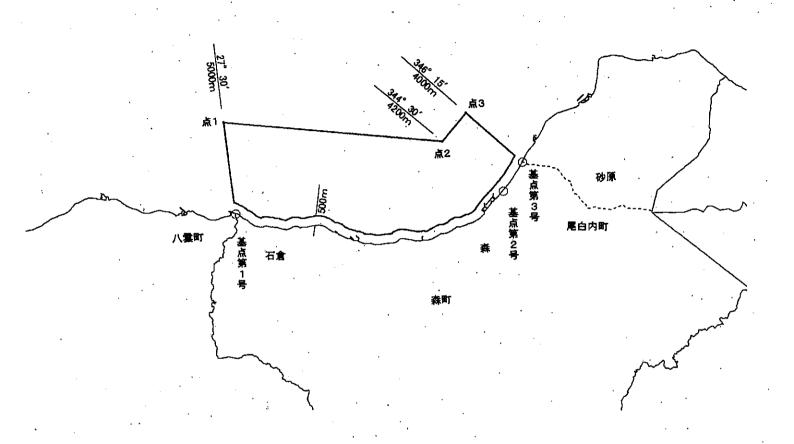
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D12

基点第3号 森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 27度 30分 5,000メートルの点

点2 基点第2号から 344度 30分 4,200メートルの点

点3 基点第3号から 346度 15分 4,000メートルの点



森海区第2号

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 森町字尾白内町と字砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 国土地理院三角点 度杭崎

基点第3号 国土地理院三角点 度杭崎から96度15分 2,100メートルの点

基点第4号 国土地理院三角点 砂崎

点1 基点第1号から 346度 15分 4,000メートルの点

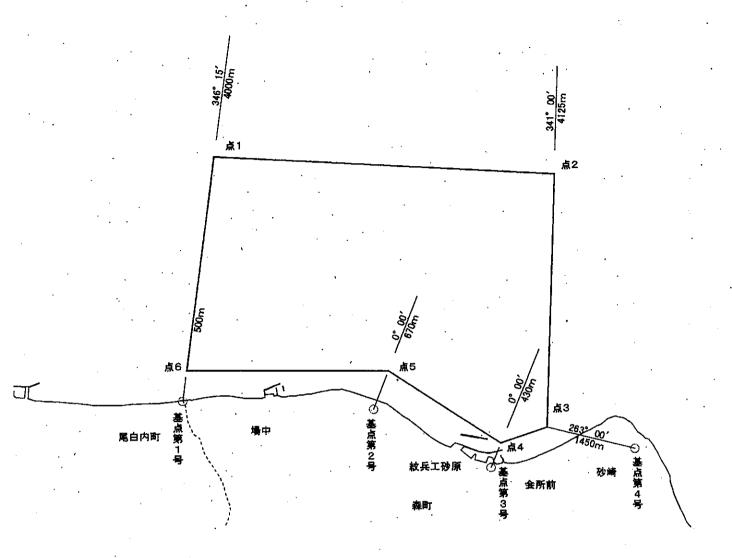
点2 点3から 341度 00分 4,125メートルの点

点3 基点第4号から 263度 00分 1,450メートルの点

点4 基点第3号から 0度 00分 430メートルの点

点5 基点第2号から 0度 00分 670メートルの点

点6 基点第1号から 346度 15分 500メートルの点



森海区第3号

漁場の位置 ^{茅部郡森町地先}

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4,点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 松矢崎

基点第2号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

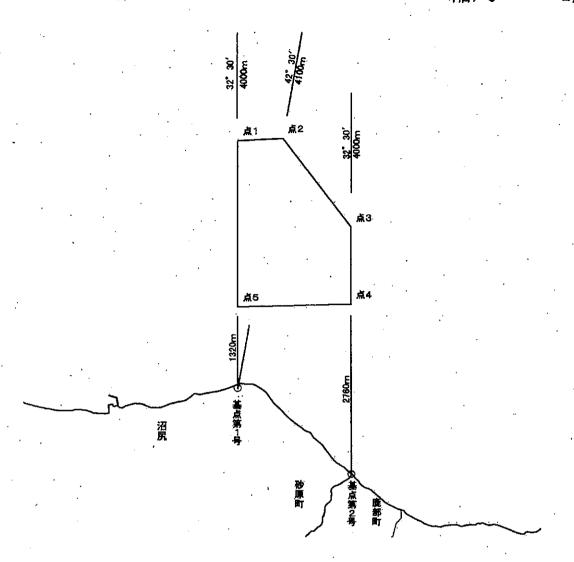
点1 基点第1号から 32度30分 4,000メートルの点

点2 基点第1号から 42度30分 4,100メートルの点

点3 基点第2号から 32度30分 4,000メートルの点

点4 基点第2号から 32度30分 2,760メートルの点

点5 基点第1号から 32度30分 1,320メートルの点



鹿海区第1号

漁場の位置 茅部郡鹿部町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

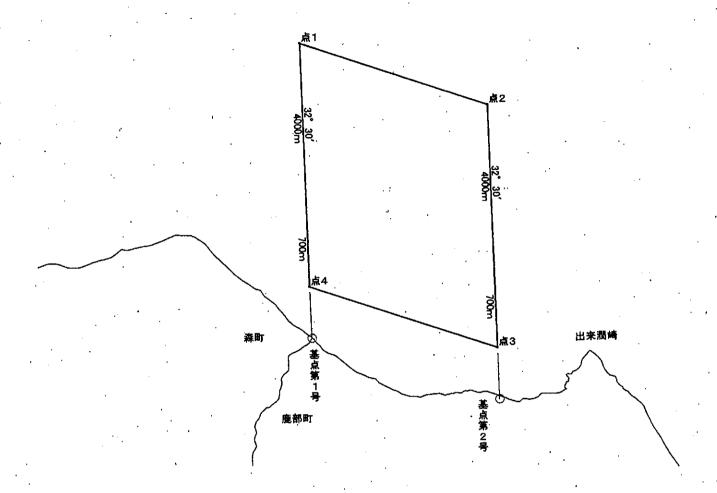
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D22から143度10分 240メートルの点

点1 基点第1号から 32度30分 4,000メートルの点

点2 基点第2号から 32度30分 4,000メートルの点

点3 基点第2号から 32度30分 700メートルの点

点4 基点第1号から 32度30分 700メートルの点



鹿海区第2号

漁場の位置 茅部郡鹿部町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域

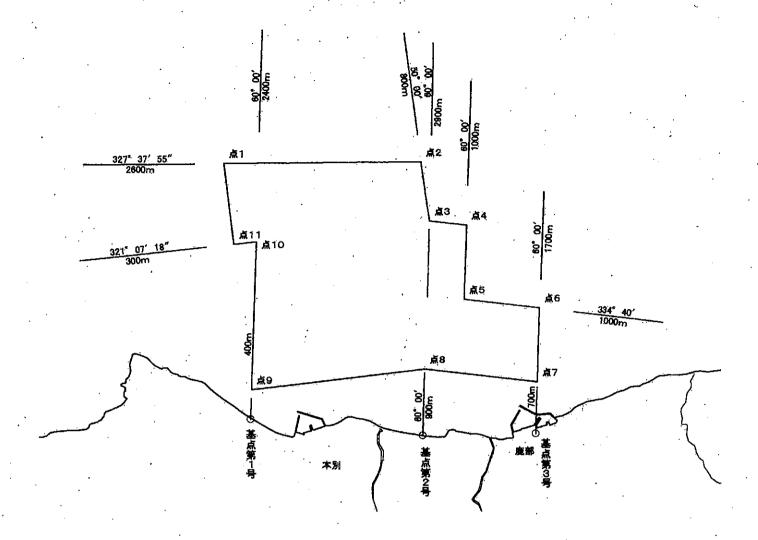
基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D23~)から 181度49分 650メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D25〜)から 140度23分 325メートルの点

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 5(国土地理院三角点 鹿部高森~)

点1	点2から 327度37分55秒	2,600メートルの点
点2	点3から 50度 00分	800メートルの点
点3	基点第2号から 60度 00分	2, 900メートルの点
点4	点5から 60度 00分	1,000メートルの点
点5	点6から 334度 40分	1,000メートルの点
点6	基点第3号から 60度 00分	1,700メートルの点
点7	基点第3号から 60度 00分	700メートルの点
点8	基点第2号から 60度 00分	900メートルの点
点9	基点第1号から 60度 00分	400メートルの点
点10	基点第1号から 60度 00分	2, 400メートルの点
点11	点10から 321度07分18秒	300メートルの点

縮尺



鹿海区第3号

漁場の位置 茅部郡鹿部町地先

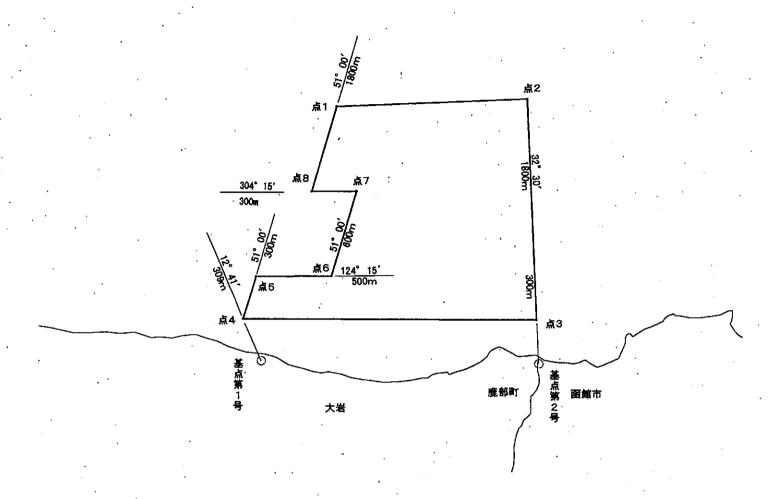
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D28~)から 145度39分 65メートルの点

基点第2号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 51度00分 1,800メートルの点 点2 基点第2号から 32度30分 1,800メートルの点 点3 基点第2号から 32度30分 300メートルの点 点4 基点第1号から 12度41分 309メートルの点 点5 点4から 51度00分 300メートルの点 点6 点5から 124度15分 500メートルの点 点7 51度00分 点6から 600メートルの点 8点 点7から 304度15分 300メートルの点



権 許 図 区 画 漁 業 免 漁 場

函海区第1号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及 び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D30

基点第3号 北海道水產林務部図根点 No. 7(北海道水產林務部三角点 水D30~)

基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D32

基点第5号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D32~)

北海道水產林務部三角点 水D34 基点第6号

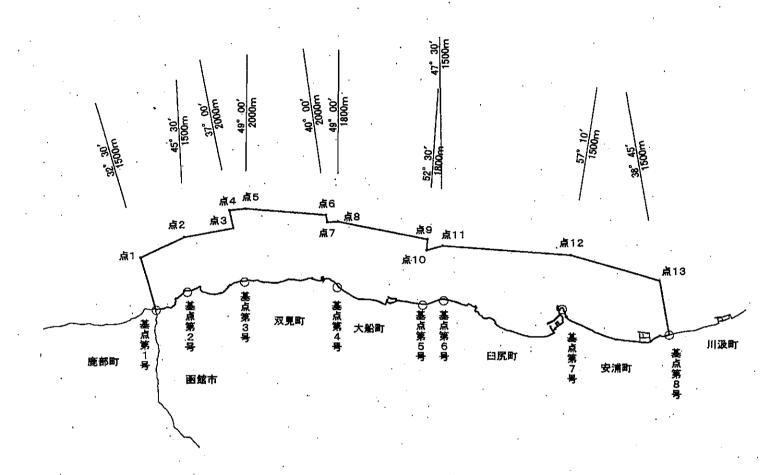
国土地理院三角点 弁天島 基点第7号

基点第8号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 32度 30分 1,500メートルの点 点2 基点第2号から 45度 30分 1,500メートルの点 点3 基点第3号から 37度 00分 1,500メートルの点 点4 基点第3号から 37度 00分 2,000メートルの点 点5 基点第3号から 49度 00分 2,000メートルの点 点6 基点第4号から 40度 00分 2,000メートルの点 点7 基点第4号から 40度 00分 1,800メートルの点 点8 基点第4号から 49度 00分 1,800メートルの点 点9 基点第5号から 52度 30分 1,800メートルの点 点10 基点第5号から 52度 30分 1,500メートルの点 点11 基点第6号から 47度 30分 1,500メートルの点

点12 基点第7号から 57度 10分 1,500メートルの点

点13 基点第8号から 38度 45分 1,500メートルの点



函海区第2号

漁場の位置 図館市地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 国土地理院三角点 黑鷲岬

基点第3号 国土地理院三角点 木直

基点第4号 北海道水産林務部図根点 No. 27(北海道水産林務部三角点 水D45~)

基点第5号 函館市古部町と銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 38度 45分 1,500メートルの点

点2 基点第2号から 356度 30分 1,500メートルの点

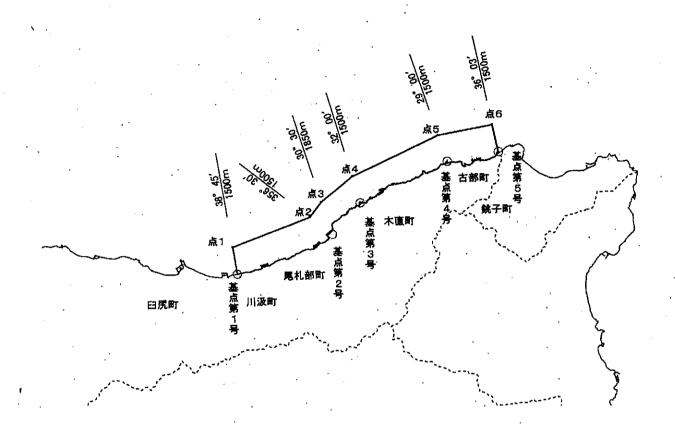
点3 基点第2号から 30度 30分 1,850メートルの点

点4 基点第3号から 32度 00分 1,500メートルの点

点5 基点第4号から 29度 00分 1,500メートルの点

点6 基点第5号から 36度 03分 1,500メートルの点





函海区第3号

漁場の位置 函館市地先

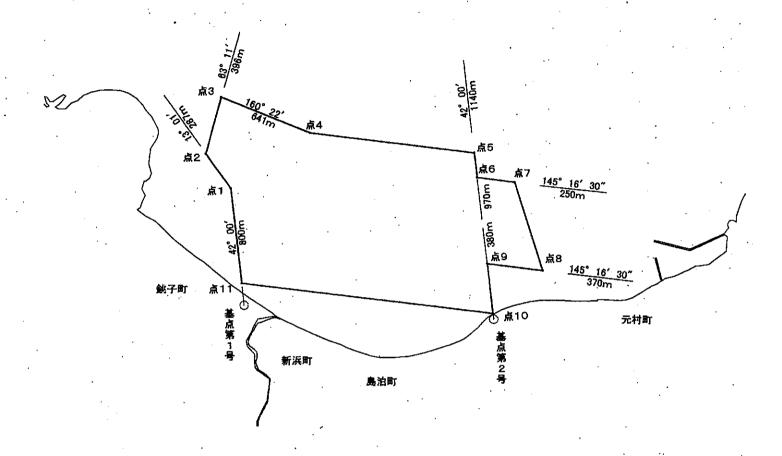
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結 んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 №6(北海道水産林務部三角点 水D1~)から 180度00分 100メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D2~)

点1	基点第1号から	42度00分	800メートルの点	
点2	点1から	13度01分	287メートルの点	
点3	点2から	63度11分	396メートルの点	
点4	点3から	160度22分	641メートルの点	
点5	基点第2号から	42度00分 1	, 140メートルの点	
点6	基点第2号から	42度00分	970メートルの点	•
点7	点6から	145度16分30秒	250メートルの点	•
点8	点9から	145度16分30秒	370メートルの点	
点9	基点第2号から	42度00分	380メートルの点	
点10	基点第2号から	42度00分	40メートルの点	
点11	基点第1号から	42度00分	150メートルの点	



函海区第4号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D5から259度10分 160メートルの点

基点第2号 北海道水產林務部図根点 No. 3(北海道水產林務部三角点 水D5~)

基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D7

基点第4号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 149度 00分 1,000メートルの点

点2 基点第3号から 149度 00分 1,000メートルの点

点3 点4から 154度 30分 110.00メートルの点

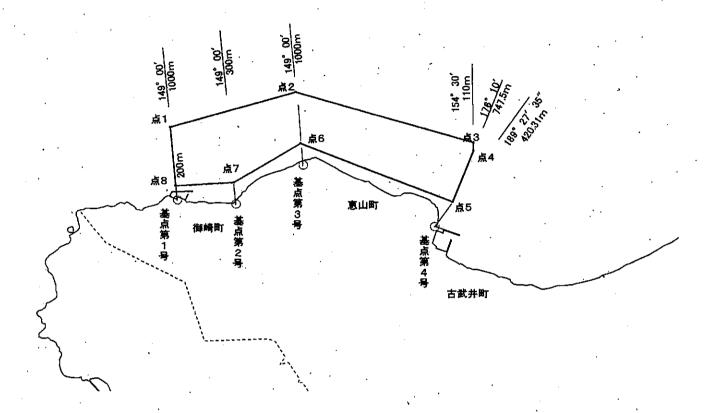
点4 点5から 176度 10分 747.50メートルの点

点5 基点第4号から 189度27分35秒 420.31メートルの点

点6 基点第3号から 149度 00分 300メートルの点

点7 基点第2号から 149度 00分 300メートルの点

点8 基点第1号から 149度 00分 200メートルの点



函海区第5号

漁場の位置 変館市地先

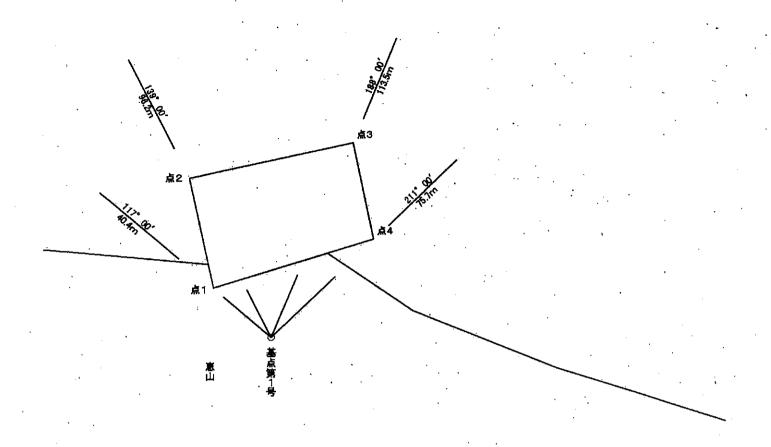
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 成田から227度17分08.38秒 433.708メートルの点

点1 117度 00分 基点第1号から 40. 4メートルの点 点2 139度 00分 基点第1号から 96. 2メートルの点 点3 基点第1号から 188度 00分 113. 5メートルの点 点4 基点第1号から 211度 30分 75. 7メートルの点





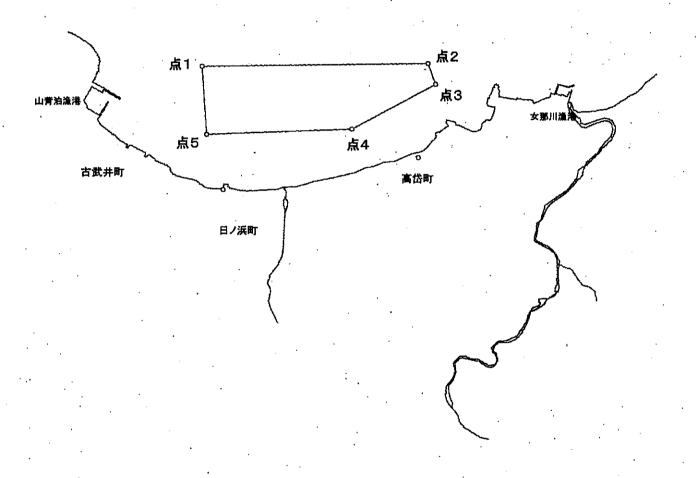
函海区第6号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1 X=-246404.60 Y=72672.80 (座標系11系) 点2 X=-247919.80 Y=70821.90 (座標系11系) 点3 X=-247791.60 Y=70626.30 (座標系11系) 点4 X=-246865.00 Y=71026.60 (座標系11系) 点5 X=-245863.70 Y=72192.70 (座標系11系)



区画漁業権免許漁場区

函海区第7号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

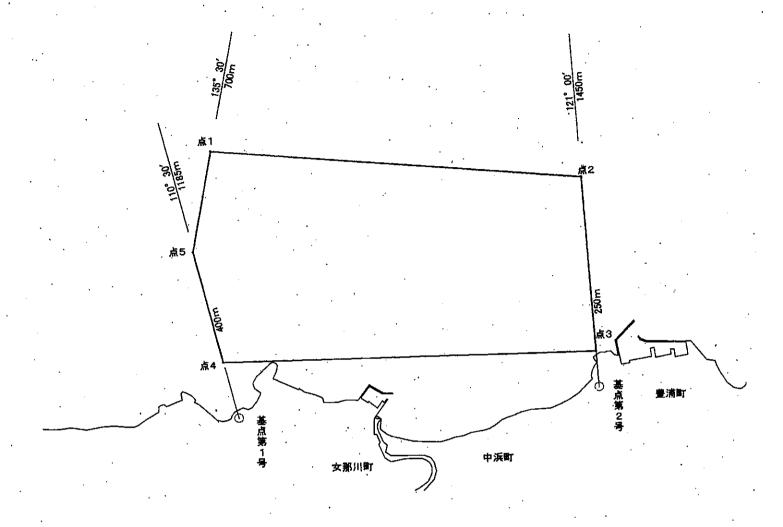
基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 1(北海道水産林務部三角点 水D10~)から 335度41分36秒 408. 99メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D10~)から

168度13分 115メートルの点

点1 点5 から 135度 30分 700メートルの点 点2 基点第2号から 121度 00分 1,450メートルの点 点3 基点第2号から 121度 00分 250メートルの点 点4 基点第1号から 110度 30分 400メートルの点

点5 基点第1号から 110度 30分 1,185メートルの点



函海区第8号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

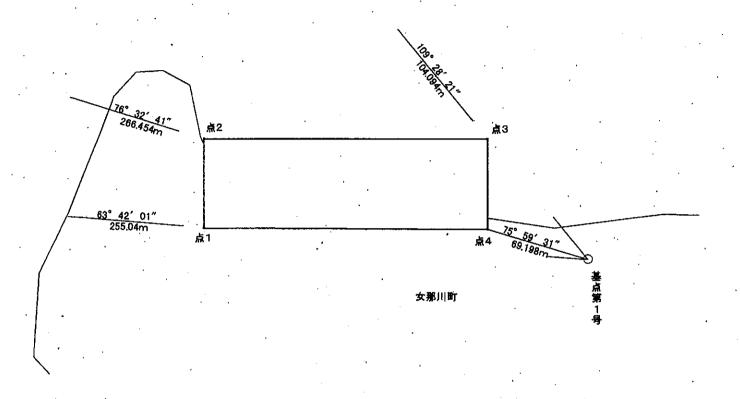
基点第1号 国土地理院三角点 寄貝歌から227度25分44.4秒 190.424メートルの点

点1 基点第1号から 63度42分01秒 255.040メートルの点

点2 基点第1号から 76度32分41秒 266.454メートルの点

点3 基点第1号から 109度28分21秒 104.094メートルの点

点4 基点第1号から 75度59分31秒 69.198メートルの点



函海区第9号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D10~)から 218度13分 35メートルの点

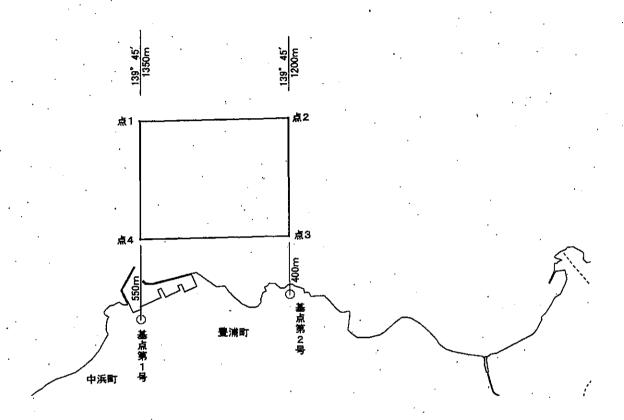
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D11~)から 58度28分43秒 209. 02メートルの点

点1 基点第1号から 139度 45分 1,350メートルの点

点2 基点第2号から 139度 45分 1,200メートルの点

点3 基点第2号から 139度 45分. 400メートルの点

点4 基点第1号から 139度 45分 550メートルの点



函海区第10号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

点5

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

100メートルの点

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D11~)から 58度28分43秒 209. 02メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 11(北海道水産林務部三角点 水D11~)から

191度19分 100メートルの点

基点第2号から 139度 45分

点1 基点第1号から 139度 45分 800メートルの点

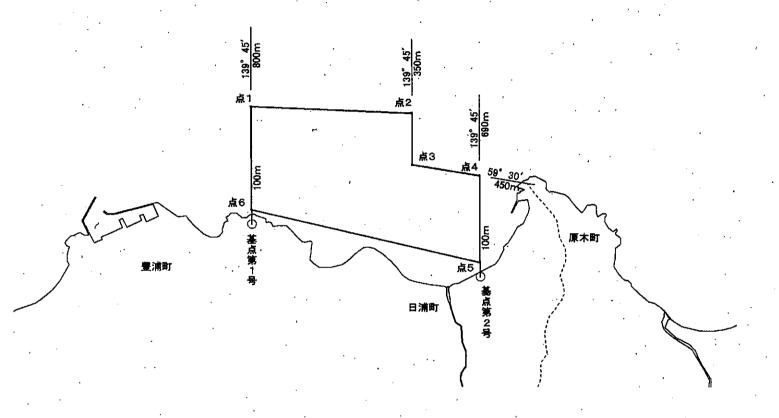
点2 点3から 139度 45分 350メートルの点

点3 点4から 59度 30分 450メートルの点

点4 基点第2号から 139度 45分 690メートルの点

Fo # 1464 P 3 & 400 M 45 A 400 B 3 4 6 F

点6 基点第1号から 139度 45分 100メートルの点



函海区第11号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、基点第2号、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D12~)から 78度00分 580メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D12~)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D12~)

292度00分 175メートルの点

基点第4号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D12~)から

229度49分 815メートルの点

点1 基点第1号から 146度 37分 200メートルの点

点2 基点第1号から 146度 37分 600メートルの点

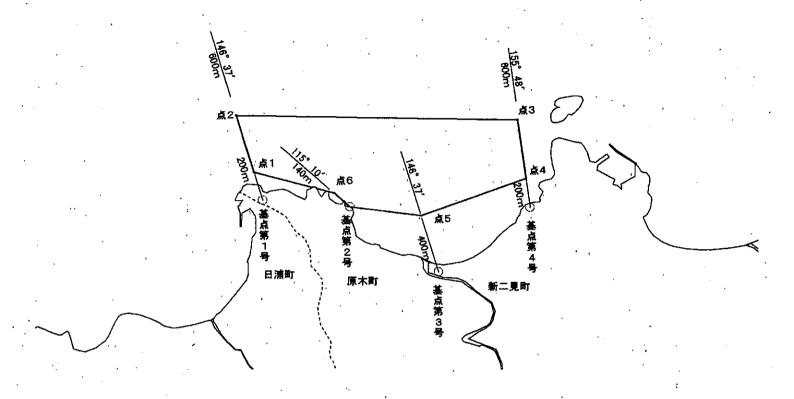
点3 基点第4号から 155度 48分 600メートルの点

点4 基点第4号から 155度 48分 200メートルの点

点5 基点第3号から 146度 37分 400メートルの点

点6 基点第2号から 115度 10分 140メートルの点





函海区第12号

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 4(北海道水産林務部三角点 水D15~)から

242度35分 45メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 1(北海道水産林務部三角点 水D16~)から

220度29分 388メートルの点

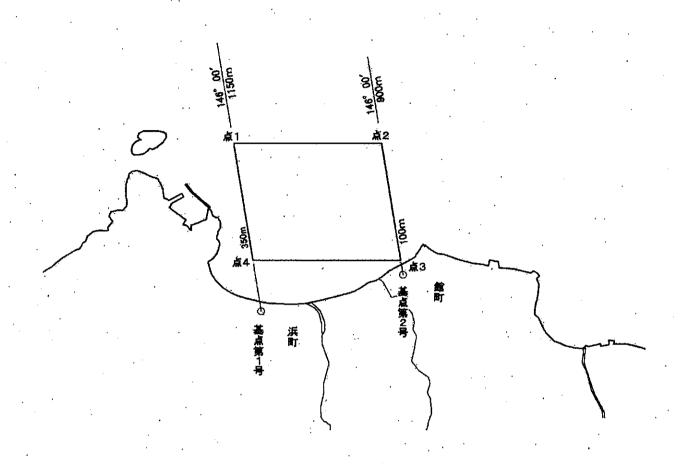
点1 基点第1号から 146度 00分 1,150メートルの点

点2 基点第2号から 146度 00分 900メートルの点

点3 基点第2号から 146度 00分 100メートルの点

点4 基点第1号から 146度 00分 350メートルの点





函海区第13号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点No.1(北海道水産林務部三角点水D16~)から259度24分

1,347メートルの点

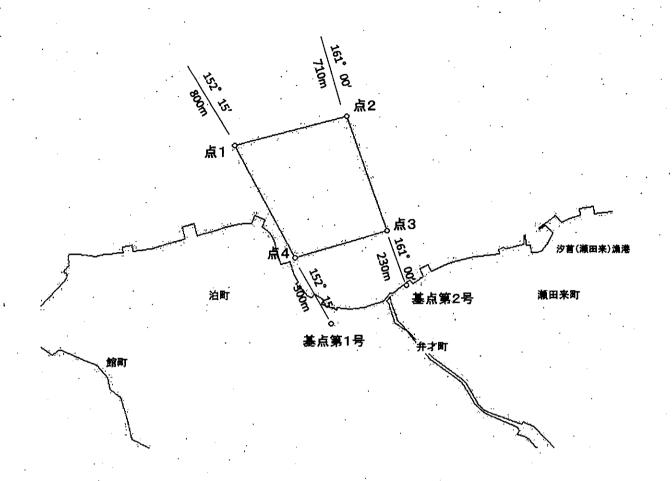
基点第2号 函館市弁才町と瀬田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 152度 15分 800メートルの点

点2 基点第2号から 161度 00分 710メートルの点

点3 基点第2号から 161度 00分 230メートルの点

点4 基点第1号から 152度 15分 300メートルの点



函海区第14号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

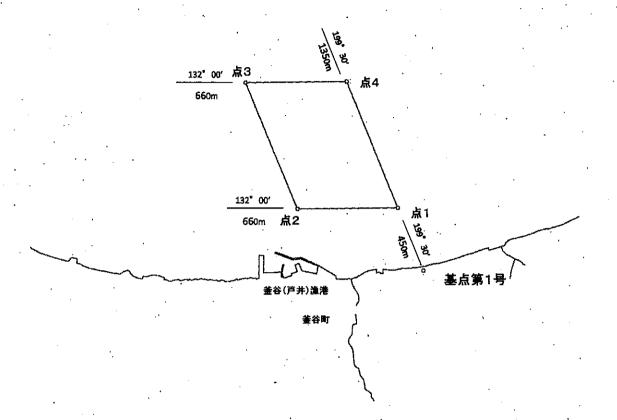
基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 199度 30分 450メートルの点

点2 点1から 132度 00分 660メートルの点

点3 点4から 132度 00分 660メートルの点

点4 基点第1号から 199度 30分 1,350メートルの点



函海区第15号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

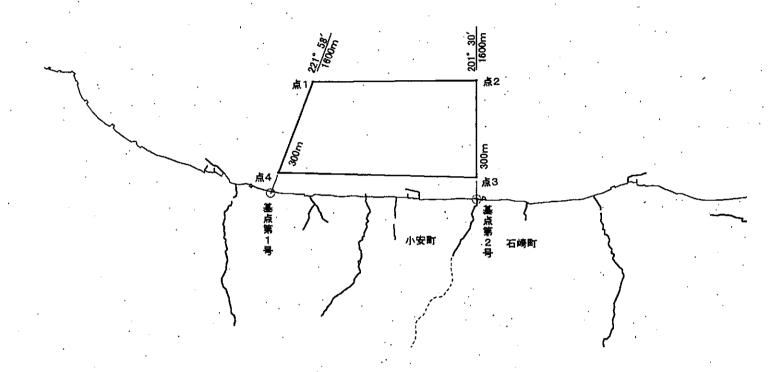
基点第2号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 221度 58分 1,600メートルの点

点2 基点第2号から 201度 30分 1,600メートルの点

点3 基点第2号から 201度 30分 300メートルの点

点4 基点第1号から 221度 58分 300メートルの点



函海区第16号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

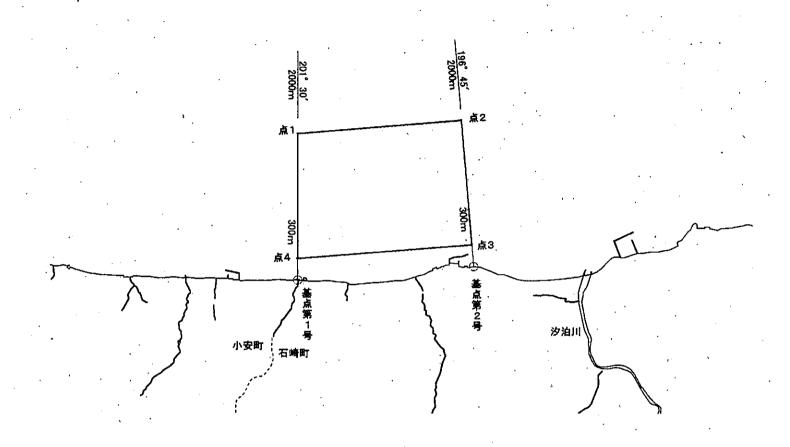
基点第1号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 201度 30分 2,000メートルの点 点2 基点第2号から 196度 45分 2,000メートルの点

点3 基点第2号から 196度 45分 300メートルの点

点4 基点第1号から 201度 30分 300メートルの点





函海区第17号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

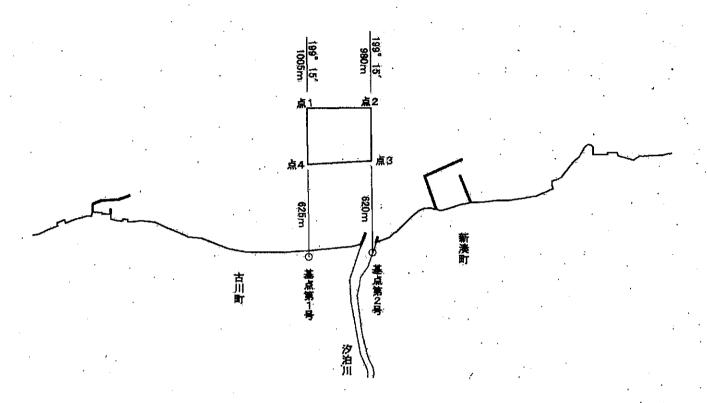
基点第1号 国土地理院三角点 古川尻から278度18分07秒 839.92メートルの点

基点第2号 国土地理院三角点 古川尻から280度50分57秒 1,258.13メートルの点

点1 基点第1号から 199度 15分 1,005メートルの点

点2 基点第2号から 199度 15分 980メートルの点 点3 基点第2号から 199度 15分 620メートルの点

点4 基点第1号から 199度 15分 625メートルの点



函海区第18号

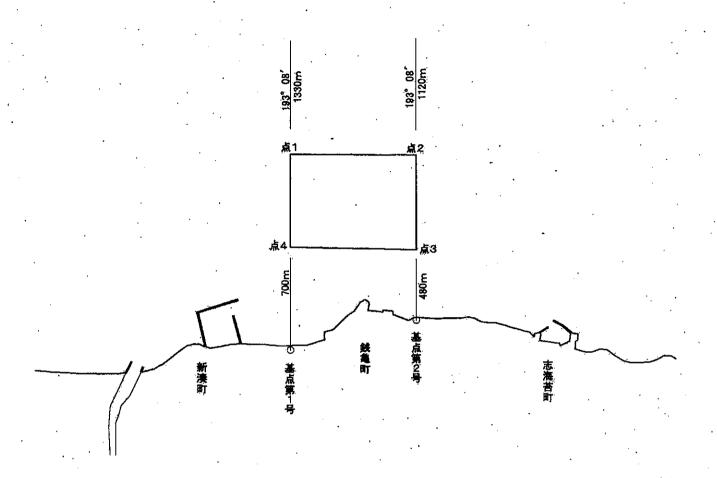
漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 黒岩から88度53分34秒 390.80メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 黒岩から269度28分18秒 464.34メートルの点

点1 基点第1号から 193度 08分 1,330メートルの点 点2 基点第2号から 193度 08分 1,120メートルの点 点3 基点第2号から 193度 08分 480メートルの点 点4 基点第1号から 193度 08分 700メートルの点



函海区第19号

漁場の位置 函館市地先

漁場の区域

点9

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

1,090.90メートルの点

基点第1号 函館市銭亀町と志海苔町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

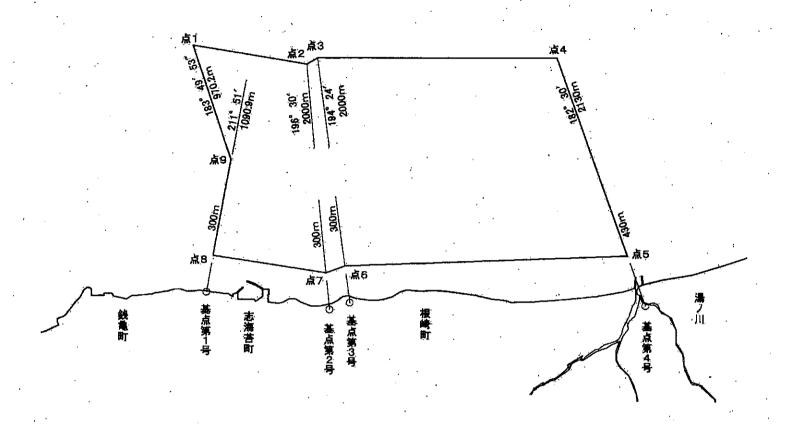
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D28~)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D28~)

基点第4号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分53秒 1,863,16メートルの点

基尽界4号	国工地理院二角点 俄爾野から28	5度36分53秒 1,863.16次
点1	点9から 183度49分53秒	970. 20メートルの点
点2	基点第2号から 196度30分	2,000メートルの点
点3	基点第3号から 194度24分	2,000メートルの点
点4	基点第4号から 182度30分	2, 130メートルの点
点5	基点第4号から 182度30分	430メートルの点
点6	基点第3号から 194度24分	300メートルの点
点7	基点第2号から 196度30分	300メートルの点
点8	基点第1号から 211度51分	300メートルの点

基点第1号から 211度51分



北斗海区第1号

漁場の位置 北斗市地先

漁場の区域・

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 黒森から208度20分07秒 557.38メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(国土地理院三角点 黒森(旧点)~)から

266度26分 185メートルの点

基点第3号 大野川川口左岸導流堤基部

基点第4号 上磯町地籍図根点 T3

基点第5号 北斗市館野と矢不来の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 183度 00分 1,240メートルの点

点2 点1 から 262度 00分 780メートルの点

点3 基点第2号から 158度 30分 2,080メートルの点

点4 基点第5号から 103度 30分 2,510メートルの点

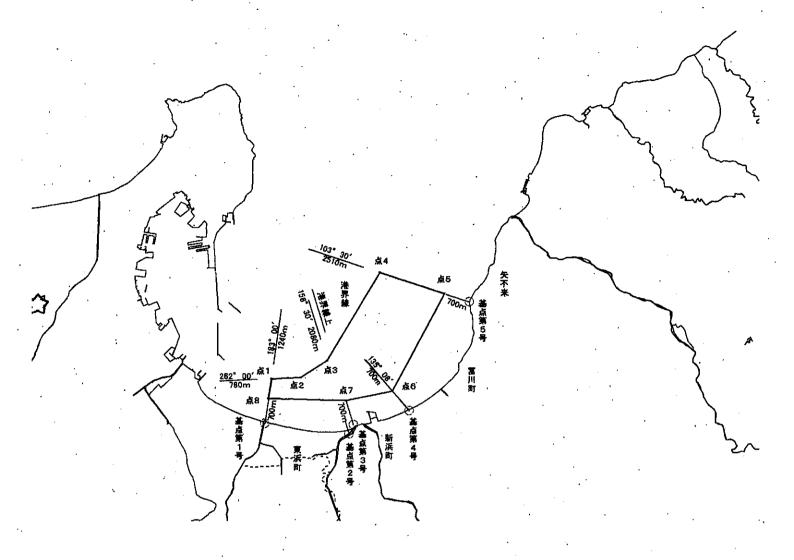
点5 基点第5号から 103度 30分 700メートルの点

点6 基点第4号から 135度 08分 700メートルの点

点7 基点第3号から 函館港 港界線上 700メートルの点

点8 基点第1号から 183度 00分 700メートルの点

北斗海区第1号 縮尺 1/100,000



北斗海区第2号

漁場の位置 北斗市地先

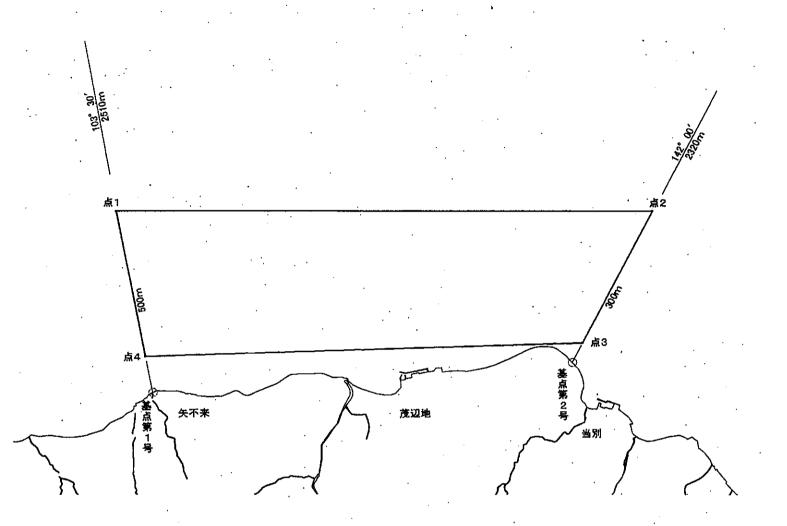
漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北斗市館野と矢不来の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 103度 30分 2,510メートルの点 点2 基点第2号から 142度 00分 2,320メートルの点 点3 基点第2号から 142度 00分 300メートルの点 点4 基点第1号から 103度 30分 500メートルの点





北斗海区第3号

漁場の位置 北斗市地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 北斗市館野と矢不来の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 142度 00分 2,320メートルの点

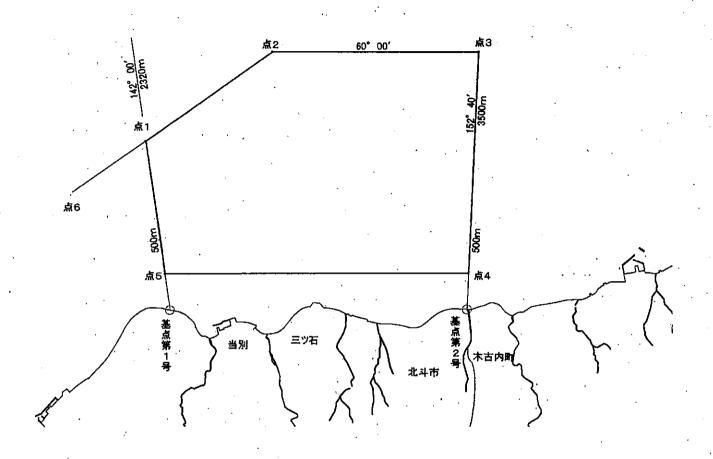
点2 点3から 60度00分の線と点6と点1を結んで延長した線との交点

点3 基点第2号から 152度 40分 3,500メートルの点

点4 基点第2号から 152度 40分 500メートルの点

点5 基点第1号から 142度 00分 500メートルの点

点6 基点第3号から 103度 30分 2,510メートルの点



木海区第1号

漁場の位置 上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 1(北海道水産林務部三角点 水D13~)

基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D14~)

基点第4号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 152度 40分 3,500メートルの点

点2 基点第4号から 110度 00分 3,500メートルの点

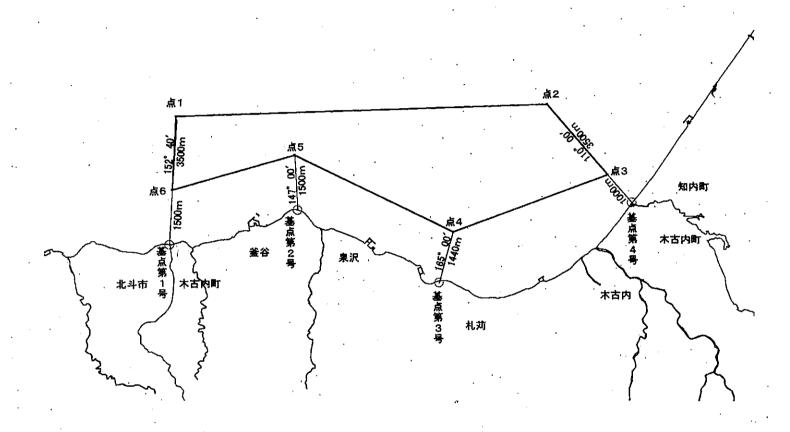
点3 基点第4号から 110度 00分 1,000メートルの点

点4 基点第3号から 165度 00分 1,440メートルの点

点5 基点第2号から 147度 00分 1,500メートルの点

点6 基点第1号から 152度 40分 1,500メートルの点

縮尺



木海区第2号

漁場の位置 上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の基点第2号、点1、点2、基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 材そう牧場

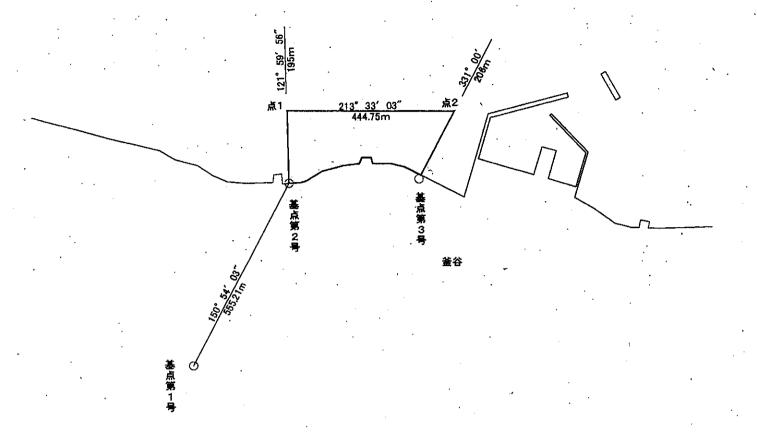
基点第2号 基点第1号から150度54分03秒 555. 21メートルの点

基点第3号 点2から 331度00分 206メートルの点

点1 基点第2号から 121度59分56秒 195メートルの点

点2 点1から 213度33分03秒 444.75メートルの点





木海区第3号

漁場の位置 上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 基点第3号から 99度17分31秒 1,058.87メートルの点

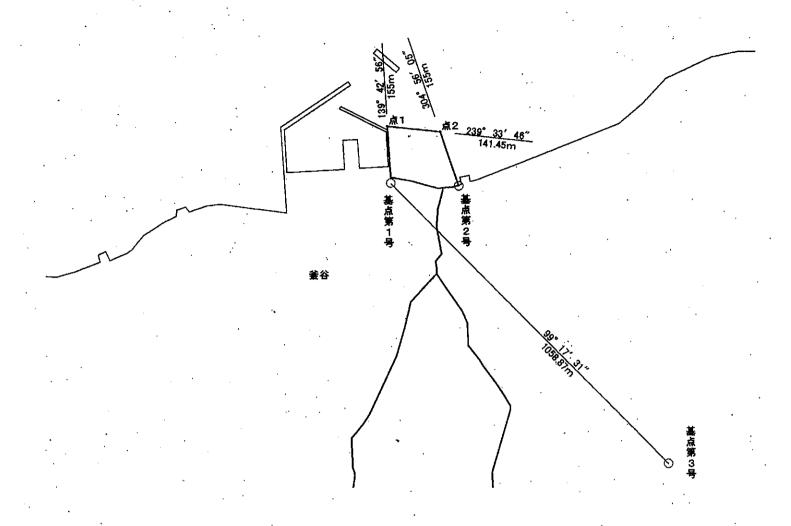
基点第2号 点2から 304度56分05秒 155メートルの点

基点第3号 国土地理院三角点 更木野

点1 基点第1号から 139度42分56秒 155メートルの点

点2 点1から 239度33分46秒 141.45メートルの点

縮尺



木海区第4号

漁場の位置

上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 基点第3号から 143度43分49秒 651.28メートルの点

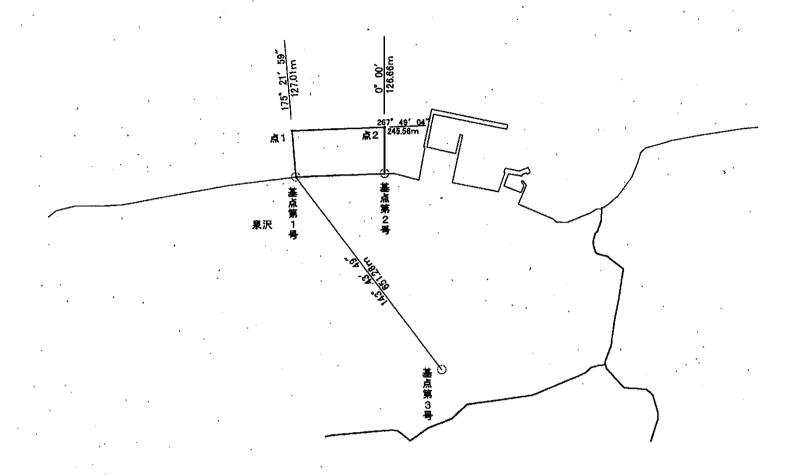
基点第2号 点2から 0度00分00秒 126.66メートルの点

基点第3号 国土地理院三角点 仁ノ岱

点1 基点第1号から 175度21分59秒 127.01メートルの点

点2 点1から 267度49分04秒 245.56メートルの点





木海区第5号

漁場の位置 上磯郡木古内町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

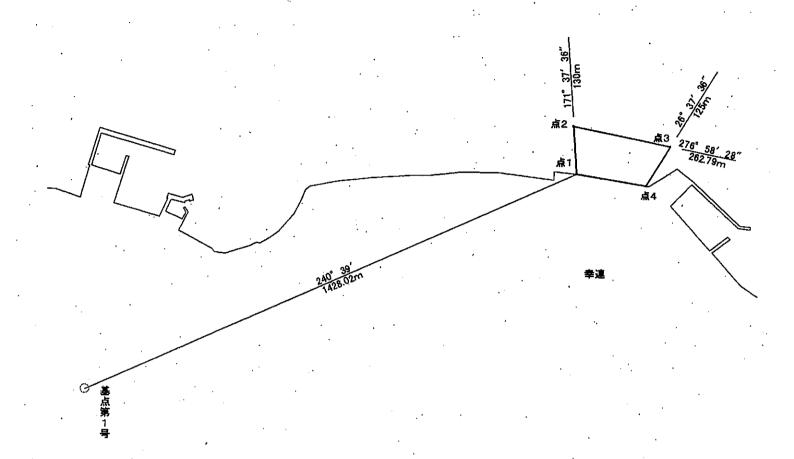
基点第1号 国土地理院三角点 仁/岱

点1 基点第1号から 240度39分00秒 1,428.02メートルの点

点2 点1から 171度37分36秒 130.00メートルの点

点3 点2から 276度58分28秒 262.79メートルの点

点4 点3から 26度37分36秒 125.00メートルの点



知海区第1号

漁場の位置 上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

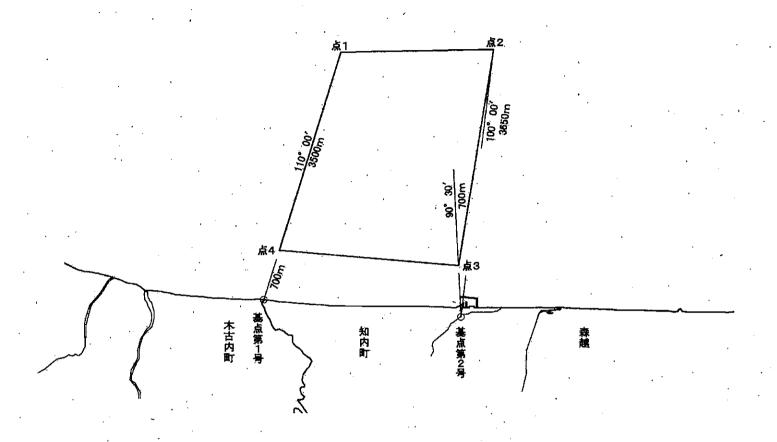
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 3(国土地理院三角点 中ノ川〜)

点1 基点第1号から 110度 00分 3,500メートルの点

点2 基点第2号から 100度 00分 3,650メートルの点

点3 基点第2号から 90度 30分 700メートルの点

点4 基点第1号から 110度 00分 700メートルの点



業 権 漁 免·許 場 図 区 画 漁

知海区第2号

漁場の位置 上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

北海道水産林務部図根点 No. 8(国土地理院三角点 中ノ川〜)から 180度00分 500メートルの点 基点第1号

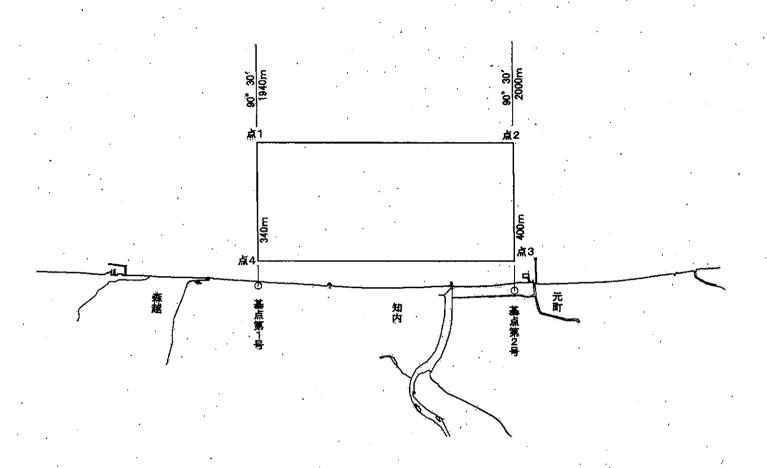
国土地理院三角点 味家岱から164度46分 561.29メートルの点 基点第2号

点1 基点第1号から 90度30分 1,940メートルの点

基点第2号から 点2 90度30分 2,000メートルの点

点3 基点第2号から 90度30分 400メートルの点

点4 基点第1号から 90度30分 340メートルの点



知海区第3号

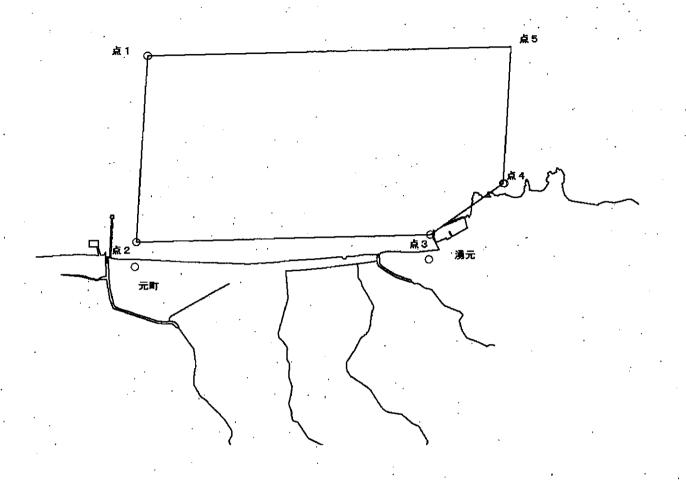
漁場の位置 上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-268453.474 Y=16560.561 (座標系11系) (北緯41度34分58.8644秒 東経140度26分55.0061秒)
点2	X=-268441.691 Y=15060.607 (座標系11系) (北緯41度34分59.3532秒 東経140度25分50.2467秒)
点3	X=-270758.783 Y=15236.997 (座標系11系) (北緯41度33分44.2291秒 東経140度25分57.6507秒)
点4	X=-271317.187 Y=15679.533 (座標系11系) (北緯41度33分26.0967秒 東経140度26分16.6986秒)
点5	X=-271326.782 Y=15679.533 (座標系11系) (北緯41度33分25.7054秒 東経140度27分4.1550秒)





知海区第4号

漁場の位置 上磯郡知内町地先

漁場の区域

次の基点第1号、点1、点2及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D21~)

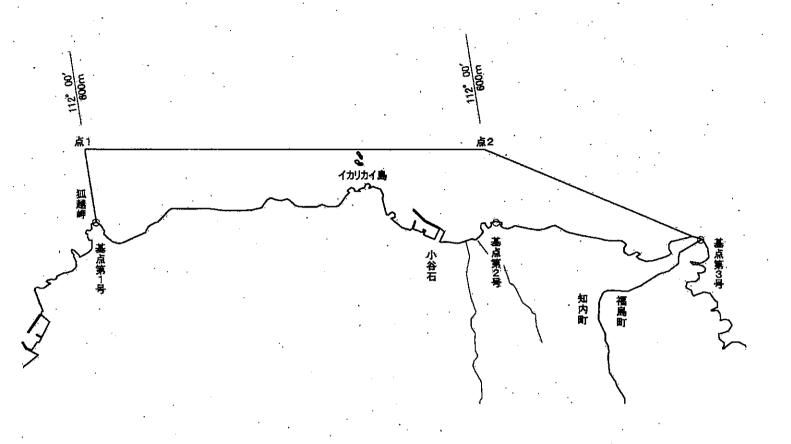
基点第2号 北海道水產林務部図根点 No. 2(北海道水產林務部三角点 水D24~)

基点第3号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 112度 00分 600メートルの点

点2 基点第2号から 112度 00分 600メートルの点





福海区第1号

漁場の位置 松前郡福島町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 12(北海道水産林務部三角点 水D5~)基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(北海道水産林務部三角点 水D6~)

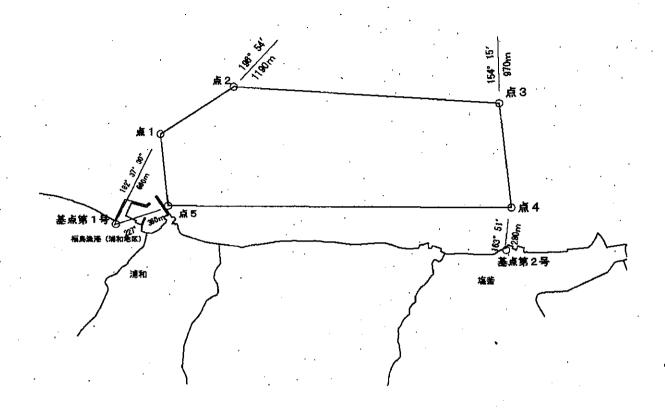
点1 基点第1号から 182度 37分 30秒 660メートルの点

点2 基点第1号から 196度 54分 1,190メートルの点

点3 基点第2号から 154度 15分 970メートルの点

点4 基点第2号から 163度 51分 280メートルの点

点5 基点第1号から 227度 00分 360メートルの点



福海区第2号

漁場の位置 松前郡福島町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D7~)

基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D8から127度30分 50メートルの点

基点第3号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 70度 45分 710メートルの点

点2 基点第1号から 90度 26分 1,070メートルの点

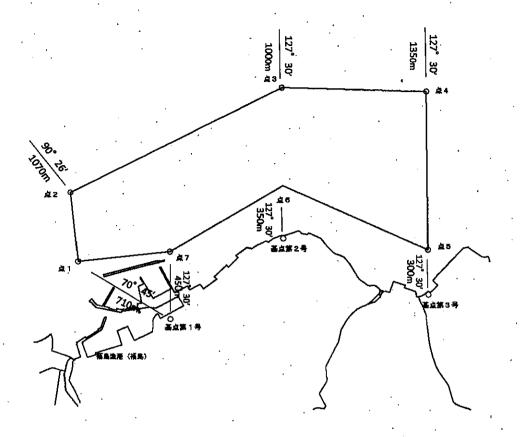
点3 基点第2号から 127度 30分 1,000メートルの点

点4 基点第3号から 127度 30分 1,350メートルの点

点5 基点第3号から 127度 30分 300メートルの点

点6 基点第2号から 127度 30分 350メートルの点

点7 基点第1号から 127度 30分 450メートルの点



福海区第3号

漁場の位置 松前郡福島町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点

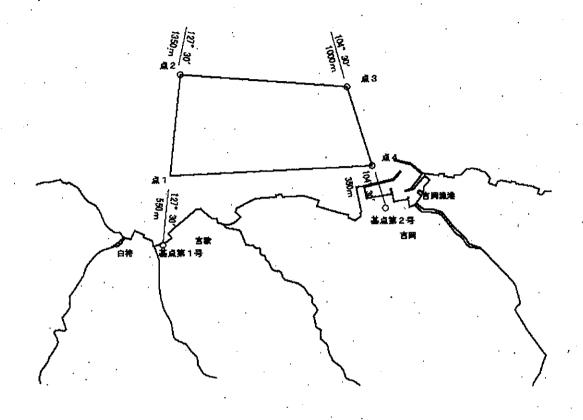
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 18(北海道水産林務部三角点 水D8~)

点1 基点第1号から 127度 30分 550メートルの点

点2 基点第1号から 127度 30分 1,350メートルの点

点3 基点第2号から 104度 30分 1,000メートルの点

点4 基点第2号から 104度 30分 350メートルの点



福海区第4号

漁場の位置 松前郡福島町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D9~)

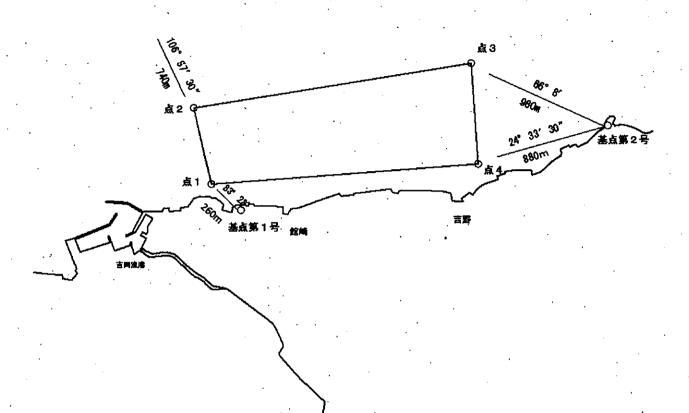
基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D11

点1 基点第1号から 83度 28分 260メートルの点

点2 基点第1号から 106度 57分 30秒 740メートルの点

点3 基点第2号から 66度 08分 980メートルの点

点4 基点第2号から 24度 33分 30秒 880メートルの点



松海区第1号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 白神漁港西防波堤灯台(北緯41度24分41.12秒 東経140度10分 15.44秒)から106度36分40秒 260.66メートルの点

基点第2号 白神漁港西防波堤灯台(北緯41度24分41.12秒 東経140度10分

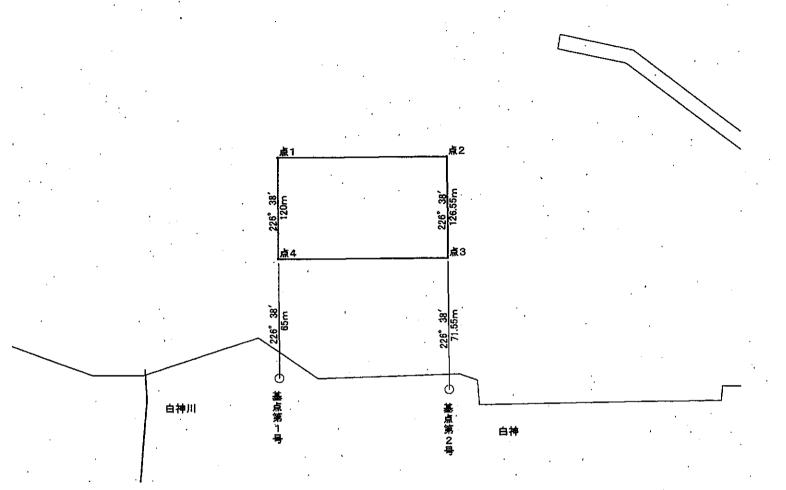
15. 44秒)から91度21分40秒 192.79メートルの点

点1 基点第1号から 226度 38分 120メートルの点

点2 基点第2号から 226度 38分 126.55メートルの点

点3 基点第2号から 226度 38分 71.55メートルの点

点4 基点第1号から 226度 38分 65メートルの点



松海区第2号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

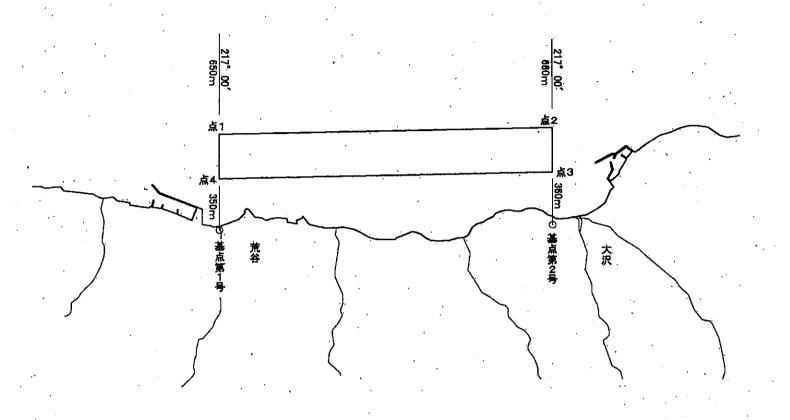
基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D13から130度00分 375メートルの点

基点第2号 北海道水產林務部図根点 No. 10(北海道水產林務部三角点 水D13~)

点1 基点第1号から 217度 00分 650メートルの点 点2 基点第2号から 217度 00分 660メートルの点

点3 基点第2号から 217度 00分 360メートルの点

点4 基点第1号から 217度 00分 350メートルの点



松海区第3号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

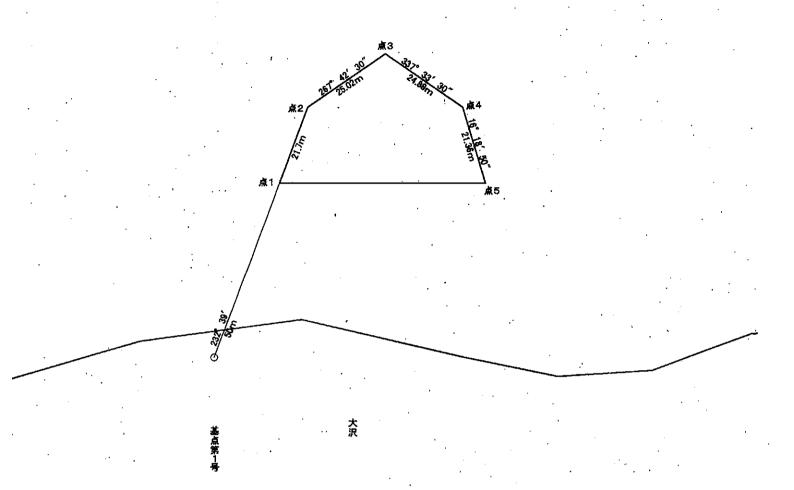
次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 大沢漁港西防波堤灯台(北緯41度25分34.32秒 東経140度08分

31.38秒)から98度31分16秒 671.51メートルの点

点1 基点第1号から 232度39分00秒 50メートルの点 点2 点1から 232度39分00秒 21.70メートルの点 点3 点2から 267度42分30秒 25.02メートルの点 点3から 337度33分30秒 24.88メートルの点 点4 点5 点4から 16度18分50秒 21. 36メートルの点





松海区第4号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 1(国土地理院三角点 上野~)から

272度39分 60メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(北海道水産林務部三角点 水D14~)から

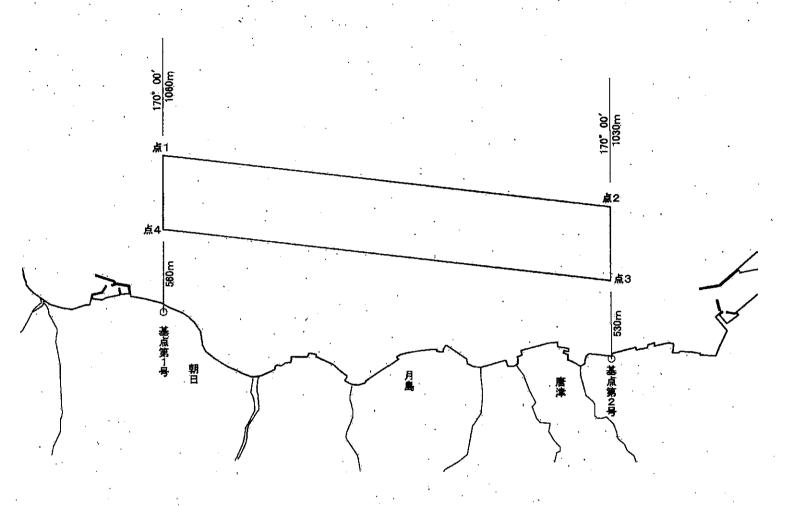
240度25分 120メートルの点

点1 基点第1号から 170度 00分 1,060メートルの点

点2 基点第2号から 170度 00分 1,030メートルの点

点3 基点第2号から 170度 00分 530メートルの点

点4 基点第1号から 170度 00分 560メートルの点



松海区第5号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

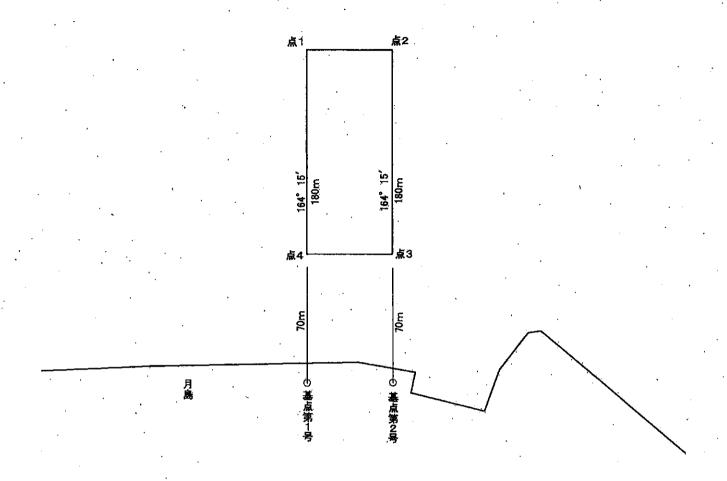
基点第1号 朝日漁港原点から257度31分25秒 847.966メートルの点 基点第2号 朝日漁港原点から257度21分23秒 892.899メートルの点

点1 基点第1号から 164度 15分 180メートルの点

点2 基点第2号から 164度 15分 180メートルの点

点3 基点第2号から 164度 15分 70メートルの点

点4 基点第1号から 164度 15分 70メートルの点



業 権:免 許 漁場 区 漁 図 画

松海区第6号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 松前港外防波堤灯台(北緯41度25分14.82秒 東経140度05分

38.90秒)から47度54分10秒 857.44メートルの点

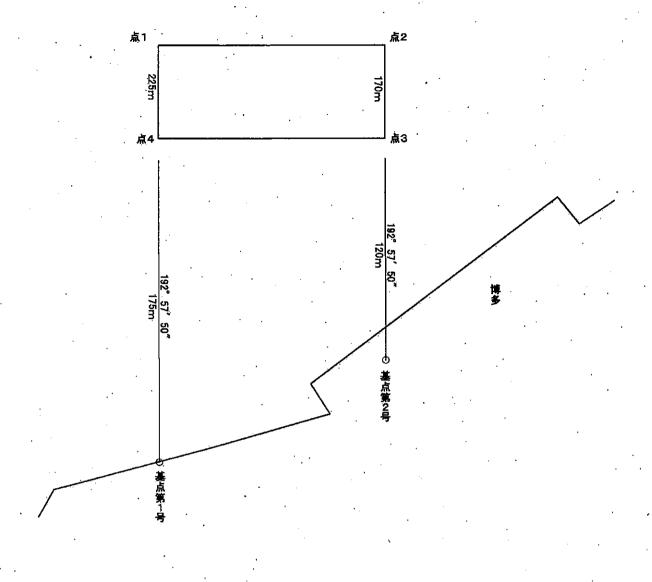
松前港外防波堤灯台(北緯41度25分14.82秒 東経140度05分38.90秒)から42度45分50秒 746.64メートルの点 基点第2号

点1 基点第1号から 192度57分50秒 225メートルの点

点2 基点第2号から 192度57分50秒 170メートルの点

点3 基点第2号から 192度57分50秒 120メートルの点

点4 基点第1号から 192度57分50秒 175メードルの点



松海区第7号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D17~)から

348度58分 180メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 4(国土地理院三角点 尽内中岱~)

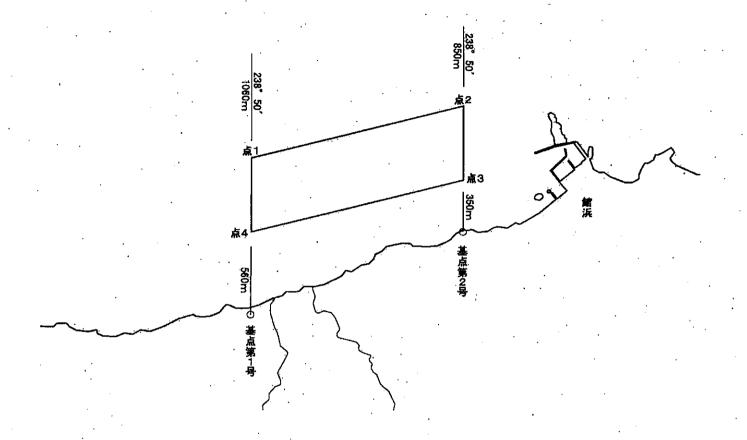
点1 基点第1号から 238度 50分 1,060メートルの点

点2 基点第2号から 238度 50分 850メートルの点

点3 基点第2号から 238度 50分 350メートルの点

点4 基点第1号から 238度 50分 560メートルの点





松海区第8号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 館浜漁港西防波堤灯台(北緯41度26分40.31秒 東経140度02分

31. 42秒)から25度30分10秒 354. 84メートルの点

基点第2号 館浜漁港西防波堤灯台(北緯41度26分40.31秒 東経140度02分

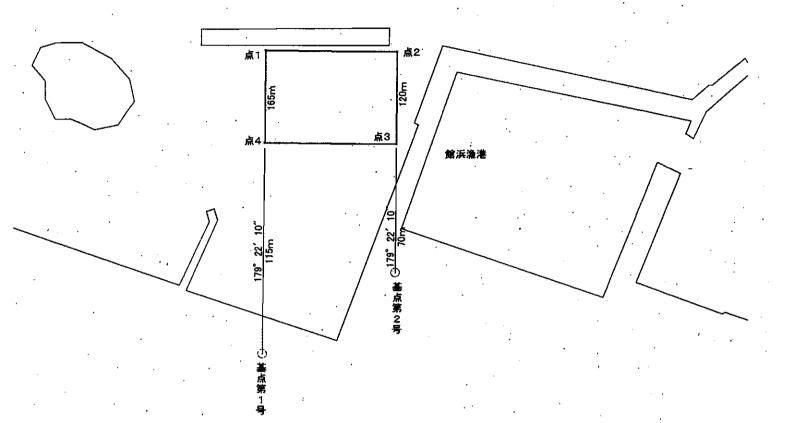
31.42秒)から16度55分00秒 286.90メートルの点

点1 基点第1号から 179度22分10秒 165メートルの点

点2 基点第2号から 179度22分10秒 120メートルの点

点3 基点第2号から 179度22分10秒 70メートルの点

点4 基点第1号から 179度22分10秒 115メートルの点



松海区第9号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 大澗から323度28分35秒 947.96メートルの点

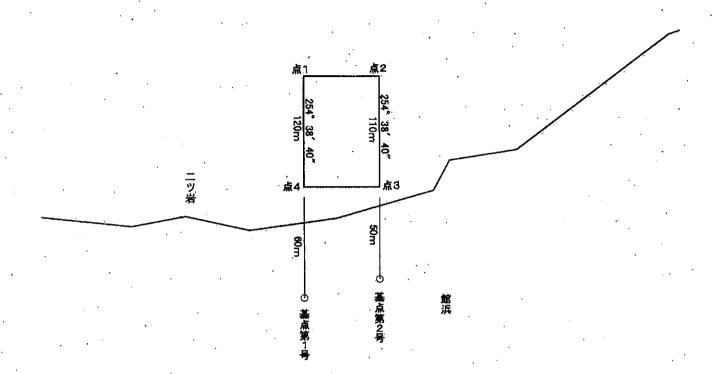
基点第2号 国土地理院三角点 大澗から323度46分24秒 988.91メートルの点

点1 基点第1号から 254度38分40秒 120メートルの点

点2 基点第2号から 254度38分40秒 110メートルの点

点3 基点第2号から 254度38分40秒 50メートルの点

点4 基点第1号から 254度38分40秒 60メートルの点



松海区第10号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 茂草漁港第二西防波堤灯台(北緯41度29分36.28秒 東経140度00分48.42

ルファ から149度17分42秒 395.378メートルの点

基点第2号 茂草漁港第二西防波堤灯台(北緯41度29分36.28秒 東経140度00分48.42

秒)

から146度12分01秒 337.247メートルの点

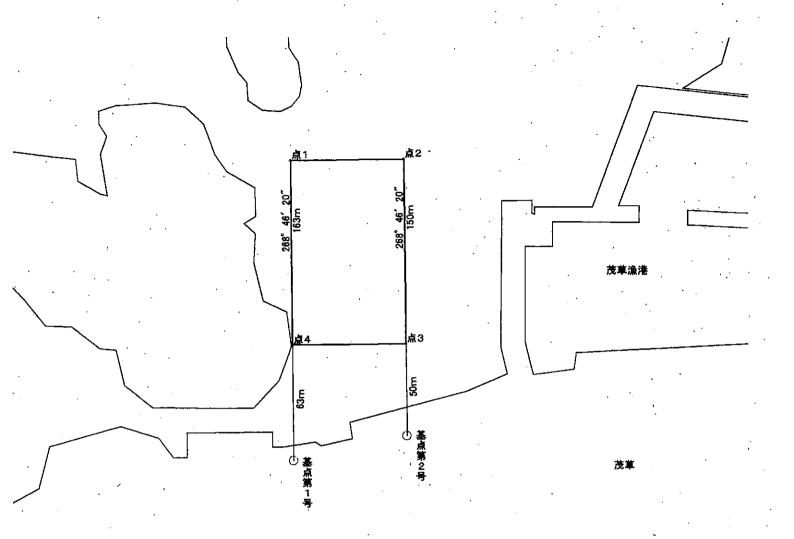
点1 基点第1号から 268度46分20秒 163メートルの点

点2 基点第2号から 268度46分20秒 150メートルの点

点3 基点第2号から 268度46分20秒 50メートルの点

点4 基点第1号から 268度46分20秒 63メートルの点





松海区第11号

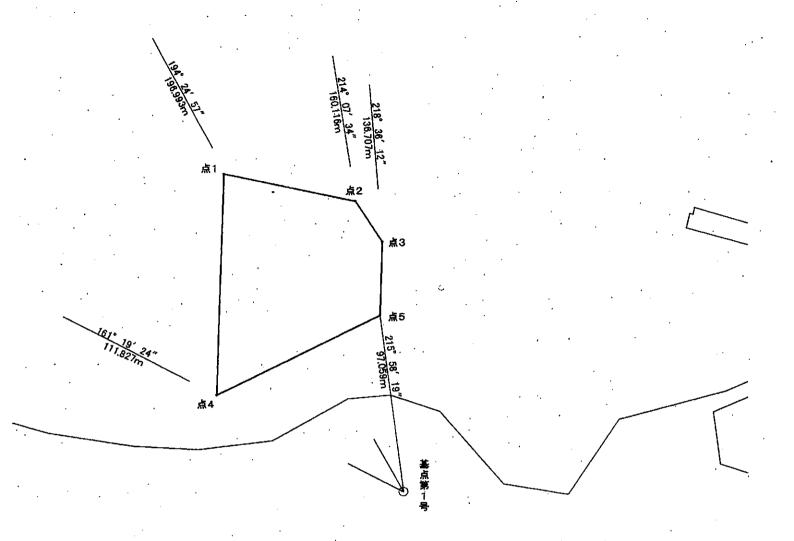
漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点5、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 清部から239度49分37.85秒 1,116.711メートルの点

点1	基点第1号から	194度24分57秒	196. 993メートルの点
点2.	基点第1号から	214度07分34秒	160. 116メートルの点
点3	基点第1号から	218度36分12秒	136. 707メートルの点
点4	基点第1号から	161度19分24秒	111.827メートルの点
点5	基点第1号から	215度58分19秒	97. 059メートルの点





松海区第12号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

・次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 角石野

基点第2号 北海道水產林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 角石野~)

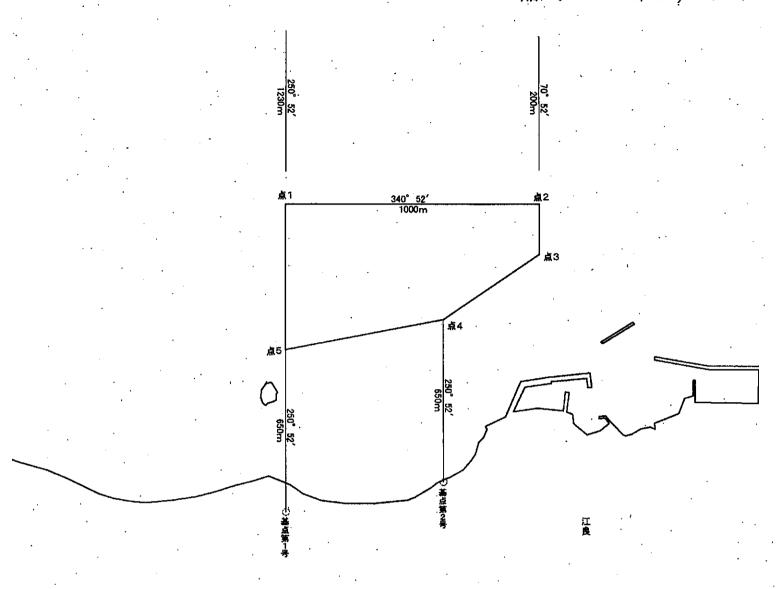
点1 基点第1号から 250度 52分 1,230メートルの点

点2 点1から 340度 52分 1,000メートルの点

. 点3 点2から 70度 52分 200メートルの点

点4 基点第2号から 250度 52分 650メートルの点

点5 基点第1号から 250度 52分 650メートルの点



松海区第13号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 13(国土地理院三角点 角石野~)から

346度47分 50メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(北海道水産林務部三角点 水D21~)から

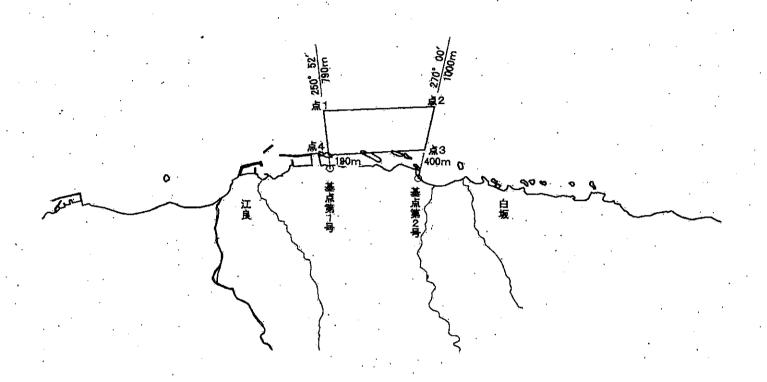
19度54分 100メートルの点

点1 基点第1号から 250度 52分 790メートルの点

点2 基点第2号から 270度 00分 1,000メートルの点

点3 基点第2号から 270度 00分 400メートルの点

点4 基点第1号から 250度 52分 190メートルの点



松海区第14号

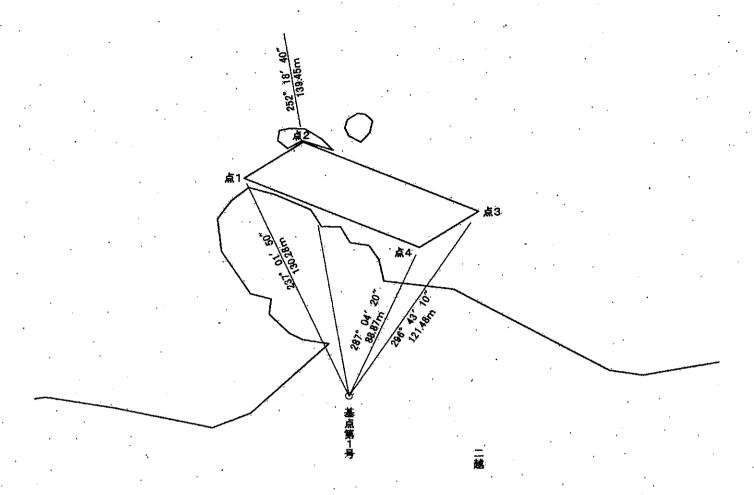
漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 二越から201度37分35秒 518.79メートルの点

点1 基点第1号から 237度01分50秒 130. 28メートルの点 点2 基点第1号から 252度18分40秒 139. 45メートルの点 296度43分10秒 基点第1号から 点3 121. 48メートルの点 基点第1号から 287度04分20秒 88.87メートルの点 点4



松海区第15号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

点1

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 原口漁港原点から 184度45分34秒 695メートルの点

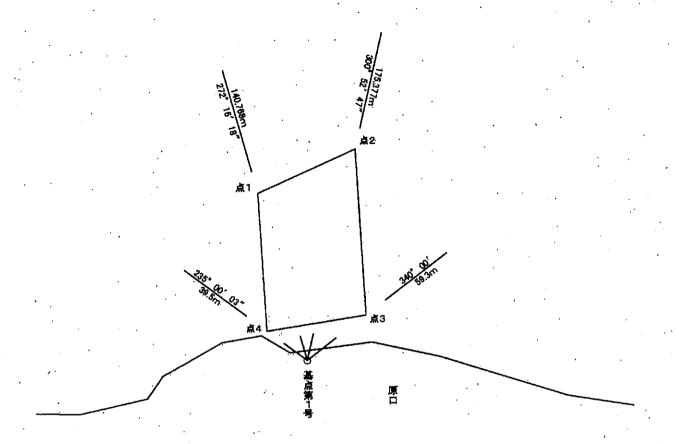
基点第1号から 272度16分18秒 140.768メートルの点

点2 基点第1号から 300度52分47秒 175.377メートルの点

点3 基点第1号から 340度00分00秒 59.300メートルの点

点4 基点第1号から 235度00分03秒 39.500メートルの点





松海区第16号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

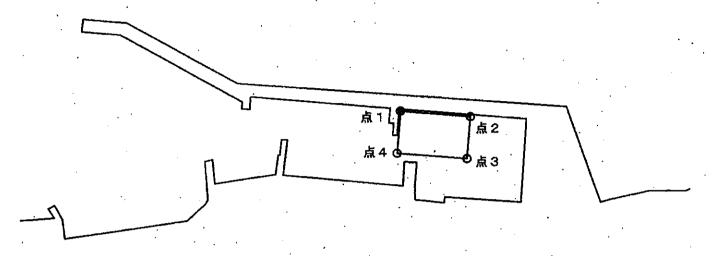
次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1 X=-287327.520 Y=-6700.290(座標系11系)

点2 X=-287269.920 Y=-6730.400(座標系11系)

点3 X=-287251.380 Y=-6694.950(座標系11系)

点4 X=-287308.990 Y=-6664.840(座標系11系)



白神漁港

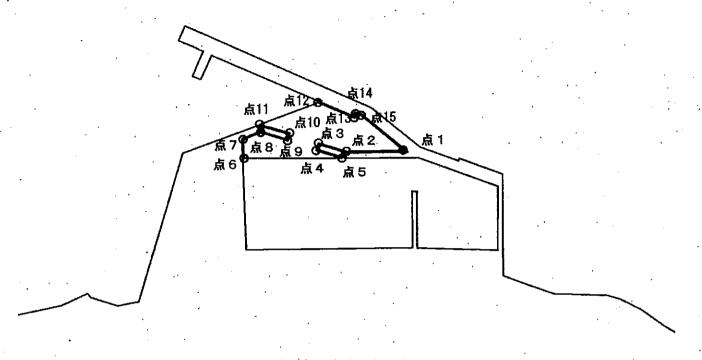
松海区第17号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15 及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

•	
X = -285842.430	Y=-9196.850(座標系11系)
X=-285830. 120	Y=-9157. 480(座標系11系)
X = -285830.500	Y=-9136.050(座標系11系)
X = -285824.620	Y=-9135. 990(座標系11系)
X=-285824, 430	Y=-9155.640(座標系11系)
X = -285804.610	Y=-9087.080(座標系11系)
X = -285817.720	Y=-9082. 570(座標系11系)
X = -285826.390	Y=-9093. 470(座標系11系)
X = -285825.920	Y=-9113.970(座標系11系
X=-285831. 810	Y=-9113. 890(座標系11系
X = -285831.880	Y=-9091.050(座標系11系)
X = -285859.240	Y=-9127. 470(座標系11系)
X = -285855.700	Y=-9155.960(座標系11系)
X = -285858.900	Y=-9156.020(座標系11系)
$\dot{X} = -285858.840$	Y=-9160. 370(座標系11系)
	X = -285830.120 $X = -285830.500$ $X = -285824.620$ $X = -285824.430$ $X = -285804.610$ $X = -285817.720$ $X = -285826.390$ $X = -285825.920$ $X = -285831.810$ $X = -285831.880$ $X = -285859.240$ $X = -285855.700$ $X = -285858.900$



大沢朝日漁港 (大沢地区)

松海区第18号

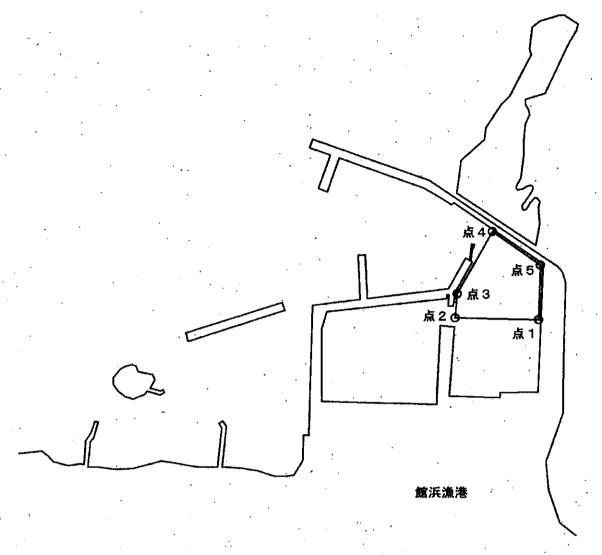
漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-283596.360 Y=-17525.780(座標系11系)
点2	X=-283622.480 Y=-17447.210(座標系11系)
点3	X=-283645. 270 Y=-17456. 420(座標系11系)
点4	X=-283695.310 Y=-17508.180(座標系11系)
点5	X=-283648, 900 Y=-17543, 930(座標系11系)

縮尺 1/3,750



松海区第19号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

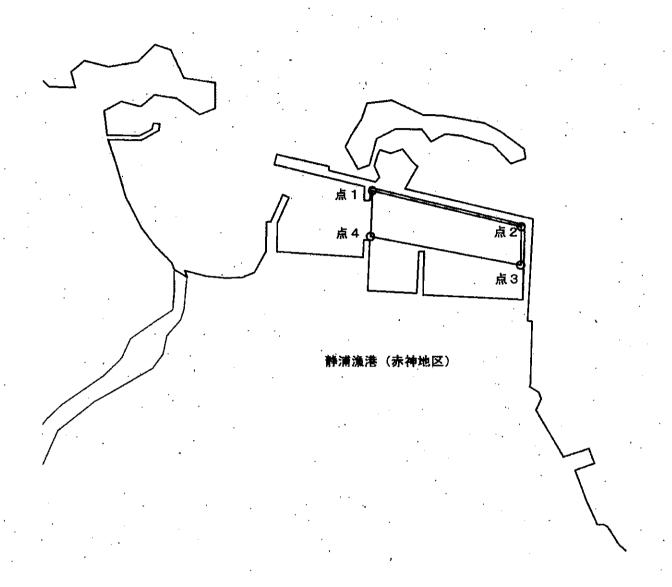
次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1 X=-279817. 440 Y=-18981. 340(座標系11系)

点2 X=-279713.810 Y=-19093.230(座標系11系)

点3 X=-279679.900 Y=-19073.670(座標系11系)

点4 X=-279777.690 Y=-18957.210(座標系11系)



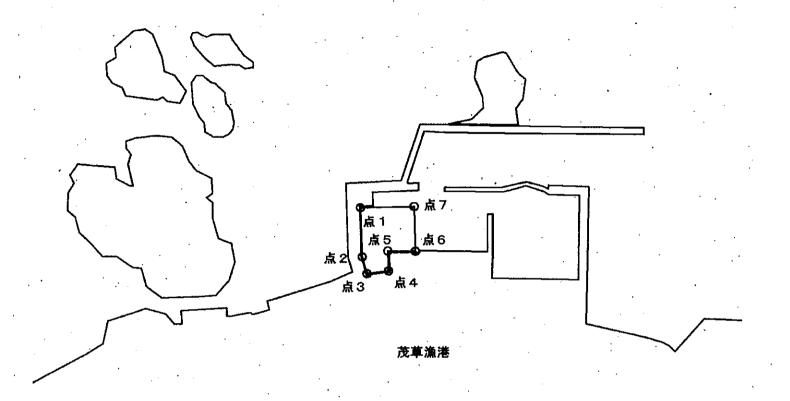
松海区第20号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域

点1	X = -278613.210	Y=-19665. 850(座標系11系)
点2	X = -278613.430	Y=-19615. 790(座標系11系)
点3	X = -278609.250	Y=-19598. 510(座標系11系)
点4	X = -278587.610	Y=-19600. 630(座標系11系)
点5	X = -278587.660	Y=-19620. 940(座標系11系)
点6	X = -278560.340	Y=-19619. 700(座標系11系)
点7	X = -278560.010	Y=-19665. 140(座標系11系)



松海区第21号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

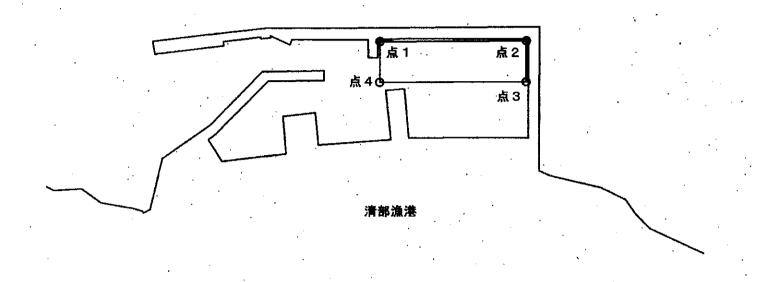
次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1 X=-275061.590 Y=-20754.420(座標系11系)

点2 X=-274931. 250 Y=-20819. 090(座標系11系)

点3 X=-274913.470 Y=-20782.050(座標系11系)

点4 X=-275043.650 Y=-20717.490(座標系11系)



松海区第22号

漁場の位置 松前郡松前町地先

漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

点1	X=-272304.700 Y=-21920.730(座標系11系)
点2	X=-272261.910 Y=-21927.910(座標系11系)
点3	X=-272182.700 Y=-21954.430(座標系11系)
点4	X=-272175.170 Y=-21873.960(座標系11系)
点5	X=-272160.220 Y=-21828.270(座標系11系)
点6	X=-272266,600 Y=-21790,780(座標系11系)

